

# 「こうのとりのゆりかご」第3期検証報告書

熊本市要保護児童対策地域協議会

こうのとりのゆりかご専門部会

平成26年9月



## 目 次

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 序章 こうのとりのゆりかごの中期的検証について | 1 |
| 第1章 ゆりかごについて            |   |
| 1 ゆりかごが設置されるまでの経緯       | 2 |
| (1) ゆりかごの構想             |   |
| (2) 医療法上の許可             |   |
| 2 ゆりかごの仕組み              | 2 |
| (1) ゆりかごの設置と運用          |   |
| (2) 慈恵病院内での初期対応         |   |
| 3 関係機関での対応              | 5 |
| (1) 病院から連絡を受けた後の関係機関の対応 |   |
| (2) 熊本市児童相談所での対応        |   |
| 4 現在のドイツの状況：新規項目        | 7 |
| 5 ゆりかごをめぐる主な動き：新規項目     | 8 |
| 第2章 ゆりかごの預け入れ状況とその背景    |   |
| 1 ゆりかごの預け入れ状況と背景        | 9 |
| (1) 預け入れ時の状況            |   |
| ア 預け入れられた子どもの人数および頻度    |   |
| イ 子どもが預け入れられた曜日と時間帯     |   |
| ウ 子どもの性別と年齢             |   |
| エ 子どもの健康状態と身体的虐待の有無     |   |
| オ 病院から「両親に宛てた手紙」の持ち帰り   |   |
| カ 遺留品                   |   |
| キ 父母等からの事後接触            |   |
| (2) 家族等の状況              |   |
| ア 父母等の居住地               |   |
| イ 母親の状況                 |   |
| ウ 父親、きょうだいの状況           |   |
| (3) 預け入れの経緯             |   |
| ア 出産の場所                 |   |
| イ 子どもを預け入れに来た者          |   |
| ウ 主たる移動（交通）手段           |   |
| エ ゆりかごに預け入れた理由          |   |

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 2   | ゆりかごの預け入れ状況の特徴         | 17 |
| (1) | 預け入れ時の状況               |    |
| ア   | 預け入れられた子どもの人数：新規項目     |    |
| イ   | 預け入れ前の家族等への相談について      |    |
| ウ   | 預け入れの理由について            |    |
| エ   | 幼児の預け入れ事例について          |    |
| オ   | 子どもの健康状態について：新規項目      |    |
| カ   | 障がいのある子どもの事例について       |    |
| (2) | 家族等の状況                 |    |
| ア   | 親の判明について               |    |
| イ   | 子どもの父親、きょうだいについて       |    |
| ウ   | その他                    |    |
| (3) | 預け入れの経緯                |    |
| ア   | 自宅出産事例について             |    |
| イ   | 遠距離の移動について             |    |
| (4) | ゆりかごの預け入れ状況公表項目一覧：新規項目 |    |
| 3   | 預け入れられた子どものその後の養育状況    | 25 |
| (1) | 身元が判明した事例              |    |
| ア   | 判明事例における養育状況           |    |
| イ   | 養育状況の推移                |    |
| (2) | 身元不明の事例                |    |
| ア   | 不明事例における養育状況           |    |
| イ   | 養育状況の推移                |    |

### 第3章 妊娠・出産にかかる相談体制と対応状況

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 1   | 慈恵病院での相談対応の状況          | 31 |
| (1) | 相談対応の実績                |    |
| ア   | 相談件数の推移                |    |
| イ   | 相談者の居住地域               |    |
| ウ   | 相談方法、相談時間帯             |    |
| エ   | 相談者の状況                 |    |
| オ   | 相談内容及び対応状況             |    |
| (2) | 相談事例への緊急的対応（緊急対応・緊急面談） |    |
| (3) | 相談事例での特別養子縁組の状況        |    |
| (4) | 慈恵病院における相談及び事例の特徴      |    |
| 2   | 熊本県・熊本市での相談対応の状況       | 36 |
| (1) | 相談対応の実績                |    |
| ア   | 相談件数の推移                |    |
| イ   | 相談者の居住地域：新規項目          |    |

- ウ 相談方法、相談時間帯
- エ 相談者の状況
- オ 相談内容及び対応状況
- (2) 行政への相談の特徴

#### 第4章 ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題

- 1 ゆりかごに預け入れる以前の課題 . . . . . 42
  - (1) 公的相談機関の対応のあり方について
  - (2) 妊娠・出産期からの支援体制について
  - (3) 妊娠・出産に対する意識・理解について
  - (4) 子どもの父親の当事者としての自覚について：新規項目
  - (5) ゆりかごに預け入れられるまでの危険性について
- 2 ゆりかごの運用面と対応における課題 . . . . . 44
  - (1) 慈恵病院での対応
    - ア 施設の運用、初期対応について
    - イ 幼児の預け入れ事例について
    - ウ 預け入れた者との面接、身元判明について
    - エ ドラマの放送による慈恵病院への相談件数の増加について：新規項目
    - オ 特異な預け入れ事例について：新規項目
    - カ 障がいのある子どもの預け入れ事例について：新規項目
  - (2) 児童相談所及び関係機関の対応
    - ア 保護者を探す努力について
    - イ 就籍手続きについて
  - (3) 預け入れ状況等の公表について
- 3 預け入れられた子どものその後の援助に関する課題 . . . . . 46
  - (1) 児童相談所での保護・援助について
  - (2) 子どもの健全な成長の確保について
  - (3) 家庭引き取りにおける措置解除の判断について
  - (4) 里親制度と養子縁組制度をめぐる課題について
    - ア 里親制度について
    - イ 特別養子縁組について
    - ウ 預け入れ後相当の期間が経過してからの実親の判明について：新規項目
    - エ 養子縁組あっせん事業について：新規項目
- 4 措置解除後の子ども及び里親等に対する援助について . . . . . 48
- 5 出自が不明であることの課題について：新規項目 . . . . . 48
  - (1) 子どもについて：新規項目
    - ア 子どもの出自を知る権利について：新規項目
    - イ 子どもの成長について：新規項目

- (2) 父母について：新規項目
- (3) 行政の手続きについて：新規項目

## 第5章 ゆりかごへの評価

- 1 子どもの人権・子どもの福祉の観点からの評価 . . . . . 50
  - (1) 出自を知る権利の保障の面からの評価
  - (2) 生命の保障、生命・身体の安全の確保からの評価
  - (3) 「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価
  - (4) ゆりかごの匿名性の観点からの評価
- 2 公的機関の対応の面からの評価 . . . . . 52
- 3 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」としての評価 . . . . . 53

## 第6章 今後の対応策 ―各機関への要望― . . . . . 54

- 1 慈恵病院に対する要望
- 2 熊本市に対する要望
- 3 国に対する要望
- 4 全国の行政・関係機関に対する要望
- 5 マスメディア関係者に対する要望
- 6 地域社会の人々に対する要望

- おわりに . . . . . 56
- 委員名簿 審議経過

## 【資料編】

- 資料1 「こうのとりのゆりかご」の預け入れ状況に係る統計資料 . . . . . 61
- 資料2 妊娠に関する悩み相談3機関比較 . . . . . 74
- 資料3 相談窓口広報カード . . . . . 91
- 資料4 慈恵病院ホームページ . . . . . 92

## 序章 こうのとりのゆりかごの中期的検証について

「こうのとりのゆりかご」（以下「ゆりかご」という。）は、熊本市島崎にある医療法人聖粒会慈恵病院が、病院の建物内部に設置し、平成 19 年 5 月 10 日から運用を始めたもので、本年度で 8 年目を迎えている。

当初のゆりかごに関する検証は、医療法上の許可を行った熊本市と、その当時、社会的養護を担っていた熊本県が、役割分担をしながら進められた。熊本市が設置した「こうのとりのゆりかご専門部会」（以下「当専門部会」という。）では、平成 19 年 9 月以降、概ね 3 か月に 1 回、主に「ゆりかごが安全で適正に運用されているか」といった観点から短期的検証を実施してきた。短期的検証の結果はその都度報告し、さらに 1 年に 1 回、預け入れ状況の公表を行ってきた。

一方、熊本県が設置し、熊本市と共同で運営した「『こうのとりのゆりかご』検証会議」（以下「県検証会議」という。）では、短期的検証の結果を踏まえたうえで、ゆりかごの預け入れ事例や慈恵病院における相談事例などの分析を通して、ゆりかごをめぐる社会的な課題、児童福祉における課題や制度上の問題を明らかにし、国や関係機関への提言や要望をとりまとめることを目的とする中期的検証を実施した。その内容については、平成 19 年 11 月以来、重ねられた審議を経て、平成 21 年 11 月 26 日に「『こうのとりのゆりかご』が問いかけるもの～こうのとりのゆりかご検証会議・最終報告～」(以下「県検証報告書」という。)として取りまとめられた。

その後、平成 22 年 4 月 1 日、熊本市が児童相談所を開設したことにより、児童相談所設置市として、それまで熊本県が担っていた、ゆりかごに預け入れられた子どもへの対応についても責任を担うことになったことから、当専門部会において、これまでの短期的な検証に加え、ゆりかごをめぐる中期的観点からの検証もあわせて行うこととした。

本報告書のまとめにあたっては、熊本県が行った平成 19 年 5 月 10 日から平成 21 年 9 月 30 日まで（以下「第 1 期」という。）の検証及び熊本市の平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで（以下「第 2 期」という。）の検証を踏まえ、検証期間平成 23 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで（以下「第 3 期」という。）の 2 年 6 か月間に預け入れられた 20 事例について、四半期ごとの短期的検証の結果を踏まえつつ、預け入れ状況や背景・事情の分析を行った。また、平成 23 年 9 月 30 日までに預け入れられた事例との比較検証を行い、新たな特徴や課題を整理した。

さらに、預け入れ後の子どもの状況についての検証として、ゆりかごが設置されてから平成 26 年 3 月 31 日までの約 7 か年の期間における全 101 事例を対象として、預け入れ後の一時保護から乳児院・児童養護施設への措置、里親委託若しくは養子縁組といった養育の流れにそって、子どもの現況調査を実施し、その結果を踏まえて課題を整理した。

なお、今回の検証にあたっては、第 2 期の検証と同様に県検証報告書からの継続性を図り、比較検証が可能となるように、県検証会議における検証方法を基本的に踏襲している。また、今回の検証において新たに設けた項目については、新規項目と表記している。

## 第1章 ゆりかごについて

### 1 ゆりかごが設置されるまでの経緯

#### (1) ゆりかごの構想

平成18年11月9日、熊本市島崎（現在 熊本市西区島崎）にある医療法人聖粒会（慈恵病院）が進める「こうのとりのゆりかご」の設置計画が明らかになった。

慈恵病院では、平成14年から、妊娠に悩む女性のために、「赤ちゃんのための電話相談（現在「SOS赤ちゃんとお母さんの妊娠相談」）」を実施する等、早くから胎児や子どもの命を守るための取り組みを行っていたが、遺棄されて命を落とす新生児や人工妊娠中絶で失われていく命を救いたいとの思いから、ドイツの取り組み等を参考として、匿名で子どもを預かる施設の設置が計画されたものである。

#### (2) 医療法上の許可

ゆりかごの設置については、病院施設の用途・構造の変更を伴い、医療法上の許可が必要とされたため、平成18年12月15日に慈恵病院が医療法に基づく建物の変更許可申請を熊本市に提出した。

熊本市では、ゆりかごの許可が現行の法律上問題ないか、国（厚生労働省）や熊本県とも協議を重ねながら、「刑事法上、保護責任者遺棄罪に当たらないか」「児童福祉法や児童虐待防止法に反しないか」等を中心に、許可の是非について検討を行った。

最終的には、国が平成19年2月に「直ちに違法とはいえない」との判断を示したこともあり、熊本市は同年4月5日、「医療法上の変更許可をしないこととする合理的な理由はない」と判断し、許可したものである。なお、その際、「子どもの安全確保」、「相談機能の強化」、「公的相談機関等との連携」の3つの留意事項を遵守するよう条件を付した。

### 2 ゆりかごの仕組み

#### (1) ゆりかごの設備と運用

ゆりかごの施設は、平成23年1月に慈恵病院の新病棟（産科・小児科棟）が開設されたことに伴い、当初の設置場所から同年1月23日に移転し、産科・小児科棟（マリア館）南側に子どもを受け入れるための窓口（図1-1）が設置されている。

屋内の保育器内は一定の温度に保たれており、そこに子どもが預け入れられると、子どもの安全確保のため、扉が自動的にロックされる。同時に、ナースステーション及び新生児室2か所のブザーが作動し、そこにいる職員が直ちに子どもを保護することとなっている。

慈恵病院は、子どもを預け入れる前に相談を促すために、ゆりかごへの経路上には親に相談を呼びかける内容の案内板（図1-2）が設置されている。また、ゆりかごの扉の横には、インターホンとともに「赤ちゃんの幸せのために扉を開ける前にチャイムを鳴らしてご相談ください。」との表示板（図1-3）が設置されている。加えて、より子どもを預け入れる前の相談に繋がるように平成25年7月にそれぞれの看板には、「秘密は守ります」と相談の機密性について追加表記された。

【図 1-1： ゆりかごの外観 平成 26 年 5 月 20 日撮影】



【図 1-3： ゆりかご扉右壁面部分の案内板

【図 1-2： ゆりかごへの経路上に設置された案内板

平成 26 年 5 月 20 日撮影】

平成 26 年 5 月 20 日撮影】



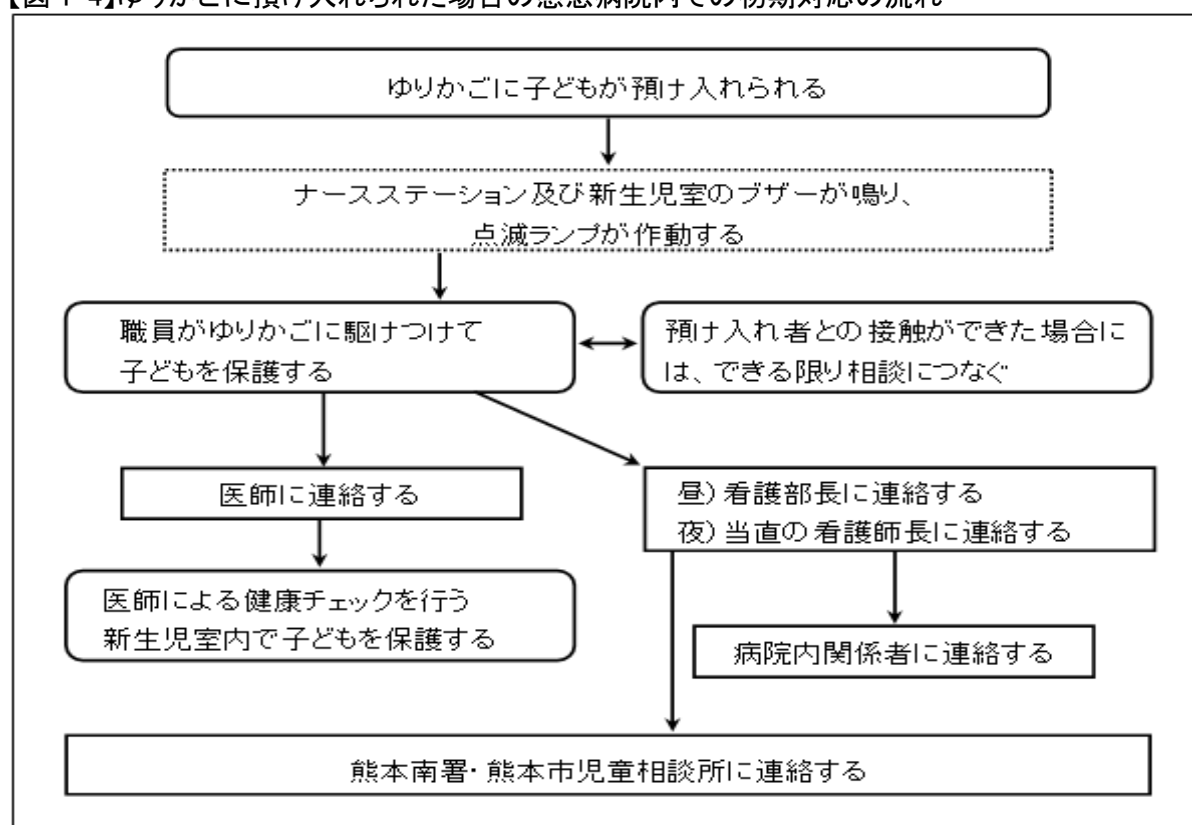
また、病院のホームページには、『『このとりのゆりかご』は“小さいのちを救いたい”という思いから産まれました。本来は、赤ちゃんとお母さんの将来の幸せのために相談を行うことが第一の目的です。』と記載し、妊娠・出産・育児等についてさまざまな悩みを抱える母親や、その周辺の方々の悩みごとを聞き、一緒に考え、解決することを目的として、相談業務と一体になった運用を前面に出している。病院は平成 25 年にホームページをリニューアルし、妊娠相談窓口、相談の流れ、ゆりかごのシステム等を詳しく掲載（資料編 P. 92～P. 100）している。

## （２）慈恵病院内での初期対応（【図 1-4】参照）

子どもが預け入れられた場合、病院では、子どもを保護し、医師の健康チェックを行うとともに、直ちに関係機関（慈恵病院の所在地を所轄する熊本県警察熊本南警察署（以下「熊本南署」という。）、同様に管轄する熊本市児童相談所）に連絡を入れる。預け入れに来た者との接触ができた場合には、できる限り相談に繋いでいる。

預け入れられた子どもの身元が分からない場合、戸籍法上は「棄児」として、熊本南署から、熊本市に対して戸籍法に基づき申出がなされ、熊本市において戸籍が作成されることとなる。なお、慈恵病院からの熊本南署への連絡は、棄児の第一発見者からの警察官への申告と位置づけられる。同時に棄児は、児童福祉法上「要保護児童」として取り扱われるため、慈恵病院からの熊本市児童相談所への連絡は、要保護児童がいる旨の通告と位置づけられる。

【図 1-4】ゆりかごに預け入れられた場合の慈恵病院内での初期対応の流れ



### 3 関係機関での対応

#### (1) 病院から連絡を受けた後の関係機関の対応

熊本南署の警察官が現場に駆けつけ、保護責任者遺棄罪等、「事件性」がないか確認する。子どもの身元が分からない場合、後日、熊本南署は、棄児発見申出書を作成し、熊本市長に申し出る。

通告を受けた熊本市児童相談所では、職員が直ちに慈恵病院に駆けつけ、現場において、子どもの保護に当たる。

熊本市は、子どもの身元が分からない場合、熊本南署からの棄児発見の申出（棄児発見申出書）を受け、後日、棄児発見調書を作成する。また、熊本市長が子どもの姓名をつけ、本籍地を定める。なお、熊本市では二重戸籍となることを排除するため、また、できるだけ実親による就籍が望ましいことから、預け入れられたときの状況や熊本市児童相談所による社会調査の結果を踏まえ、就籍手続きを行っている。

#### (2) 熊本市児童相談所での対応（図 1-5 参照）

子どもが預け入れられ、連絡を受けた熊本市児童相談所は、即日、一時保護措置をとる。以前は、おおむね生後 5 日以内の状態と推測される新生児については、慈恵病院において公費による委託一時保護が行われ、生後 5 日を超えている安定した状態と判断される新生児及び 2 歳未満の乳幼児については、預け入れられた時間帯に応じて、即日遅くとも翌日には乳児院への委託一時保護または入所措置がとられていた。また、おおむね 2 歳以上の子どもの場合には、一時保護所での一時保護措置を経て児童養護施設への入所措置となっていた。

しかし、預け入れまでどのような状態で養育されていたか不明の子どもを、多くの子どもが生活している施設へ措置することにより、預け入れられた子ども及び施設の子どもの健康の安全管理に関する不安が問題となっていた。また、預け入れにきた保護者が判明している場合、保護者の居住する児童相談所へ移管することとなるため、短期間での子どもの身柄の移動による子どもの心身への負担が問題となっていた。

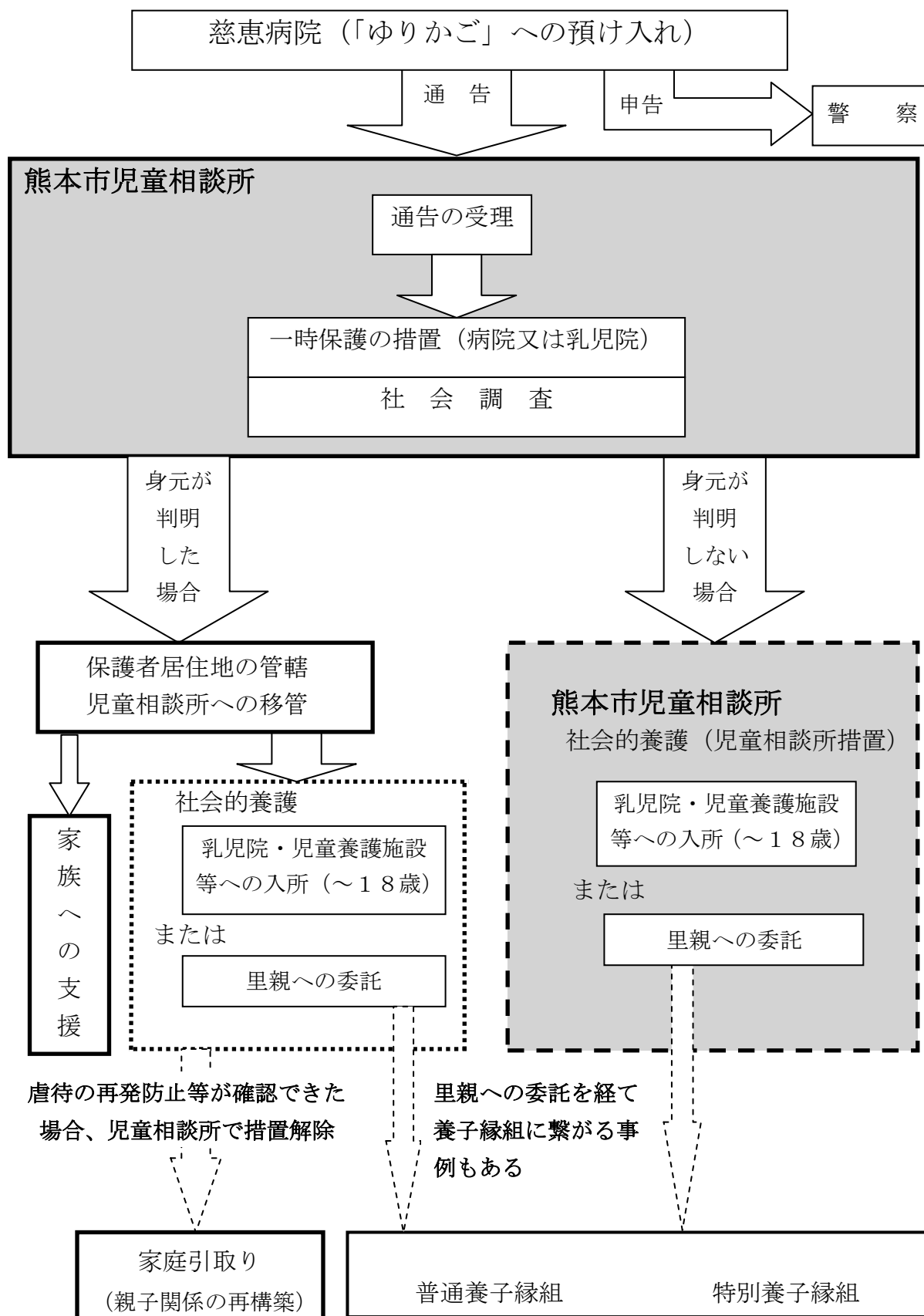
そこで、この措置について病院と協議し、平成 26 年 1 月から預け入れられた子どもが感染症等の恐れがないなど健康面から安全等が確認されるまで、また、保護者の居住する児童相談所への移管までの期間が短い場合は、そのまま 1 週間から 2 週間、慈恵病院へ委託一時保護を行うよう変更された。預け入れの際の慈恵病院の医師による健康チェックの結果、医療行為が必要と判断された事例については、慈恵病院や対応できる医療機関に委託一時保護を実施し、疾病状態に応じた対応がとられる。

熊本市児童相談所においては、子どもにどのような援助が必要かを判断するため、子どもの成育歴や家庭環境等を把握する社会調査を実施しており、ゆりかごに預け入れられた子どもについても、一般の取り扱いと同様に社会調査を実施する。

親が判明した場合には、親の居住地の児童相談所にケース移管する手続きをとるが、親が判明しない子どもについては、熊本市児童相談所において乳児院・児童養護施設等への入所措置、さらには里親への委託といった形で、「公の責任」の下で対応されることになる。また、親が判明せず家庭引き取りになる見通しが無い場合は、民法に基づく特別養子

縁組の手続きが進められることもある。

【図 1-5：ゆりかごに預け入れられた子どもの措置援助等のフローチャート】



#### 4 現在のドイツの状況：新規項目

慈恵病院が、ゆりかごを設置するにあたり参考としたドイツの取り組みは、現在、次のような状況である。

2009 年（平成 21 年）11 月、ドイツ倫理審議会（旧国家倫理審議会）は、多数の委員によって「赤ちゃんポスト<sup>(1)</sup>」、「匿名出産」及び「匿名による引渡し」の制度の廃止を勧告し、さらにその勧告で「内密出産制度」が提案された。この勧告では、預かった子どもについての記録の仕方や各機関への届出、相談の質等に関する基準がなく個々ばらばらであり、さらには、嬰兒殺しの回避に繋がらないと結論し、既存の合法的な支援の拡充とインターネットサイトや 24 時間ホットラインの設置等、相談体制の強化が必要であること、また、「赤ちゃんポスト」・「匿名出産」は法令違反であることを指摘した。

これを受け、2011 年（平成 23 年）にドイツ青少年研究所が、「赤ちゃんポスト」・「匿名出産」に関する調査結果を発表した。

これにより、ドイツでは 2014 年（平成 26 年）5 月「内密出産法（妊娠支援の拡大と内密出産の規定のための法律<sup>(2)</sup>）」が施行された。この法律は、既存の諸制度（「赤ちゃんポスト」、「匿名出産」、「匿名による引渡し」）の代わりとなり得る合法的な「内密出産制度」の導入と、妊娠に関する相談体制の強化・拡充を目的としている。

この「内密出産制度」は、困難な生活状況におかれている妊婦に関して、妊娠していることを周囲に隠したいという希望に配慮しながら、子どもの出自を知る権利を保障するため、相談機関には実名を明かした上で、仮名により医療機関で分娩できる制度である。母親の個人情報は厳重に管理され、子どもは 16 歳になってからその情報を閲覧できる。但し、子どもからの閲覧希望に対して、母親は情報開示の拒否を家庭裁判所に申し立てることができる。家庭裁判所は、身元の秘密の保持を継続して希望する母親の利益と、子どもの出自を知る権利を比較考慮し判断する。

しかしながら、この「内密出産制度」も、子どもの出自を知る権利に配慮し、かつ関係者全員が法律の面から安心して関わることができる合法的な制度である反面、匿名性を一定期間しか保障できず、また手続きも煩雑であるため、従来の制度を利用する妊婦が多いのではないかと懸念がある。また、父親が子どもについて知る権利も考慮されていない。

この法律のもう一つの目的である妊婦支援の拡充として、妊婦に利用しやすい支援と相談を提供するため、従来の匿名相談に加え、インターネットサイト及び全国共通の緊急ホットラインを設置した。

なお、「赤ちゃんポスト」や「内密出産制度」等については、3 年後の 2017 年（平成 29 年）に、同法がもたらした効果を評価する際に改めて検討するとされている。

「匿名出産」・・・自分の妊娠を周囲に隠したい母親が、身元を明かさず、医療施設において出産すること。

「内密出産」・・・自分の妊娠を周囲に隠したい母親が、相談機関では身元を明かした上で、医療施設において仮名で出産すること。

【校閲：国立大学法人熊本大学 文学部 准教授 トビアス・バウアー氏】

(1) Babyklappe

(2) Gesetz zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt

## 5 ゆりかごをめぐる主な動き：新規項目

| 年 月 日      | 動 き                                               |
|------------|---------------------------------------------------|
| 平成18年11月9日 | 医療法人聖粒会慈恵病院が、ドイツのベビークラッペを参考にした「このとりのゆりかご」の設置計画を発表 |
| 12月15日     | 慈恵病院が熊本市保健所にゆりかご設置のための病院開設許可事項の変更を申請              |
| 12月18日     | 熊本市が厚生労働省と協議（断続的に協議）                              |
| 12月20日     | 熊本市が熊本県と協議（断続的に協議）                                |
| 平成19年2月22日 | 熊本市長が厚生労働省を訪問、6項目の質問事項を照会（条約や法令等に反しないか等）          |
| 同日         | 熊本市から慈恵病院へ文書照会                                    |
| 3月20日      | 熊本市から国への確認、慈恵病院から熊本市へ回答                           |
| 平成19年4月5日  | 熊本市保健所が慈恵病院の建物の変更申請を許可                            |
| 同日         | 厚生労働省から都道府県等に相談窓口周知の文書を発出                         |
| 5月1日       | 慈恵病院ゆりかご施設の改修完了                                   |
| 5月7日       | 熊本市が24時間の「妊娠に関する悩み電話相談」を開設                        |
| 5月10日      | ゆりかご運用開始                                          |
| 9月19日      | 熊本市このとりのゆりかご専門部会の設置第1回部会開催（以降3か月毎実施）              |
| 10月9日      | 熊本県このとりのゆりかご検証会議の設置                               |
| 11月30日     | 熊本県検証会議第1回会議開催                                    |
| 平成20年5月20日 | 熊本市が平成19年度の預け入れ状況を公表（以降毎年5月前年度分を公表）               |
| 9月8日       | 熊本県検証会議「中間とりまとめ」の公表                               |
| 平成21年3月2日  | 熊本県知事が厚生労働大臣に「中間とりまとめ」の内容を要望                      |
| 平成21年7月14日 | 熊本県知事が全国知事会で相談体制の充実を要望                            |
| 11月        | ドイツ倫理審議会は、「赤ちゃんポスト」及び「匿名出産」を廃止するよう勧告              |
| 11月26日     | 熊本県検証会議「最終報告（第1期）」の公表                             |
| 平成22年2月24日 | 熊本県知事、熊本市長が厚生労働大臣に児童家庭相談体制の充実等を要望                 |
| 平成22年4月1日  | 熊本市児童相談所設置                                        |
| 平成23年1月23日 | 慈恵病院の新病棟開設のためゆりかご移設                               |
| 平成23年7月27日 | 厚生労働省から都道府県等に相談体制等の整備の文書を発出                       |
| 平成24年1月20日 | ゆりかごの扉の改修（子どもの安全確保のための中扉の設置）                      |
| 3月29日      | 熊本市このとりのゆりかご専門部会中期的検証報告（第2期）の公表                   |
| 平成24年5月4日  | ゆりかごのインターホン設備の改修（預け入れがあったことの連絡設備の追加設置）            |
| 6月25日      | 熊本市長が厚生労働大臣に検証会議への参加等を要望                          |
| 10月29日     | 熊本市と国との意見交換会                                      |
| 平成25年7月20日 | ゆりかごの案内板の改修（事前相談を促すための文言追加）                       |
| 平成26年5月1日  | ドイツ「内密出産法（妊娠支援の拡大と内密出産の規定のための法律）」が施行              |
| 6月26日      | 熊本市児童相談所による慈恵病院での研修会開催                            |
| 7月18日      | 熊本市長が厚生労働省に妊娠相談体制の充実等を要望                          |
| 9月26日      | 熊本市このとりのゆりかご専門部会中期的検証報告（第3期）の公表                   |

第2章 ゆりかごの預け入れ状況とその背景

1 ゆりかごの預け入れ状況と背景

第3期（平成23年10月1日から平成26年3月31日まで）の2年6か月間の預け入れ状況は以下のとおりである。なお、この項では第3期の預け入れ状況について客観的な事実の記載に留め、第1期、第2期との比較に基づく第3期の特徴については、次項で述べるものとする。

（1）預け入れ時の状況

ア 預け入れられた子どもの人数および頻度

第3期の2年6か月の間に、合計20人の子どもの預け入れがあった。年度ごとの内訳は、平成23年度（6か月）2人、平成24年度（12か月）9人、平成25年度（12か月）9人である。

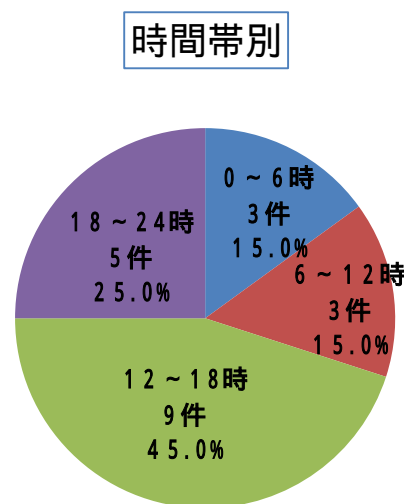
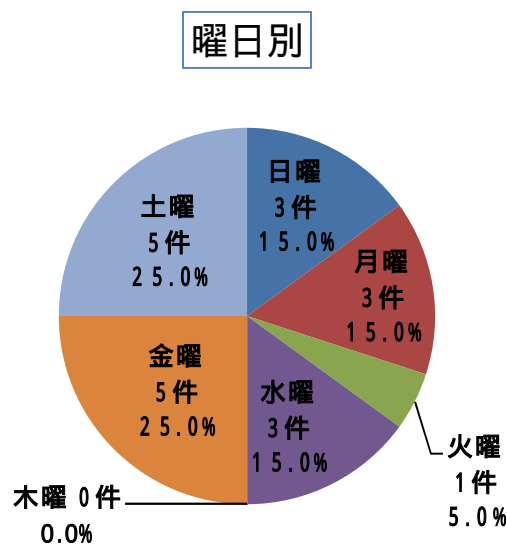
この期間では1か月約0.67人のペースでの預け入れになるが、3か月単位でみた場合、最も多かった期間では4人、最も少なかった期間では0人である。また、1か月単位でみた場合、最も多い月は1か月3人である。

イ 子どもが預け入れられた曜日と時間帯（【図2-1】【図2-2】【表2-1】参照）

子どもが預け入れられた曜日について、20人のうちそれぞれ25.0%にあたる5件が金曜日と土曜日に預けられている。また、時間帯では、12時から18時までが9件と全体の45.0%を占め、次いで18時から24時の時間帯が5件で25.0%となっている。

【図2-1】

【図2-2】



【表2-1】

|        |      | (単位:件、%) |       |
|--------|------|----------|-------|
|        |      | 第3期      |       |
| 項目     | 細項目  | 件数       | 構成割合  |
| 預け入れ件数 |      | 20       | 100.0 |
| 発見日時   | 曜日別  | 日 曜      | 3     |
|        |      | 月 曜      | 3     |
|        |      | 火 曜      | 1     |
|        |      | 水 曜      | 3     |
|        |      | 木 曜      | 0     |
|        |      | 金 曜      | 5     |
|        |      | 土 曜      | 5     |
|        |      | 計        | 20    |
|        | 時間帯別 | 0～6時     | 3     |
|        |      | 6～12時    | 3     |
|        |      | 12～18時   | 9     |
|        |      | 18～24時   | 5     |
|        |      | 計        | 20    |

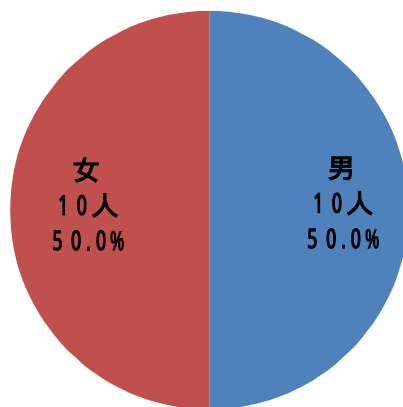
### ウ 子どもの性別と年齢（【図2-3】【図2-4】【表2-2】参照）

性別は20人中、男児が10人（50.0%）、女児が10人（50.0%）となっている。

年齢区分は、新生児19人（95.0%）、乳児1人（5.0%）で、幼児の預け入れはなかった。また、生後7日未満の早期新生児が10人（50.0%）で、出産から預け入れまでの期間が1日以内という事例が5件見られた。

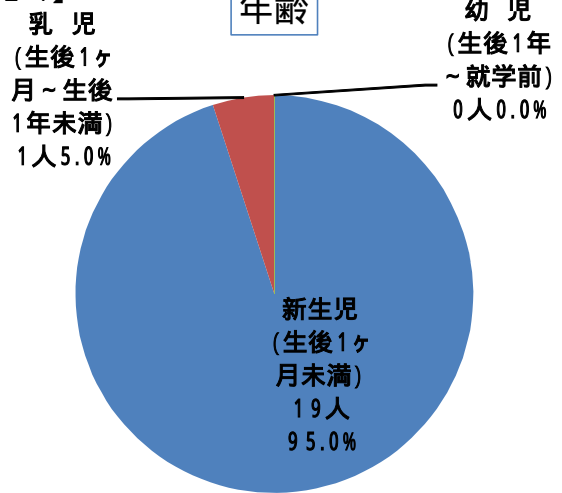
【図2-3】

性別



【図2-4】

年齢



【表2-2】

|     |                             | (単位:件、%) |       |
|-----|-----------------------------|----------|-------|
|     |                             | 第3期      |       |
| 項目  | 細項目                         | 件数       | 構成割合  |
| 性 別 | 男                           | 10       | 50.0  |
|     | 女                           | 10       | 50.0  |
|     | 計                           | 20       | 100.0 |
| 年 齢 | 新生児<br>(生後1ヶ月未満)            | 19       | 95.0  |
|     | (うち早期新生児<br>(生後7日未満))       | 10       | 50.0  |
|     | 乳 児<br>(生後1ヶ月～生後1年未満)       | 1        | 5.0   |
|     | 幼 児<br>(生後1年～就学前)           | 0        | 0.0   |
|     | 計                           | 20       | 100.0 |
|     | 第3期より「早期新生児<br>(生後7日未満)」を追加 |          |       |

エ 子どもの健康状態と身体的虐待の有無（【図 2-5】【図 2-6】【表 2-3】参照）

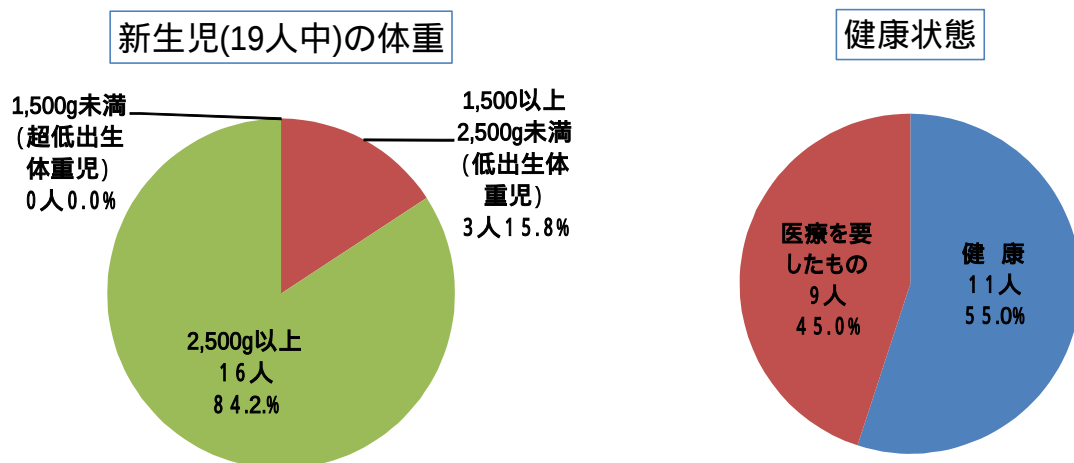
子ども（新生児）の体重は、2,500 g 以上が 16 人（新生児全体に占める割合は 84.2%）、1,500 g 以上 2,500 g 未満が 3 人（同 15.8%）であった。

子どもの健康状態については、預け入れの際の医師による健康チェックの結果、異常のなかったものが 11 人（55.0%）、精密検査等何らかの医療行為を要するものが 9 人（45.0%）あった。

身体的虐待については、預け入れられた段階で子どもへの身体的な虐待の痕跡が確認できた事例はなかった。

【図 2-5】

【図 2-6】



【表 2-3】

|        |                             | (単位:件、%) |       |
|--------|-----------------------------|----------|-------|
|        |                             | 第 3 期    |       |
| 項目     | 細項目                         | 件数       | 構成割合  |
| 新生児の体重 | 1,500g未満<br>(超低出生体重児)       | 0        | 0.0   |
|        | 1,500以上2,500g未満<br>(低出生体重児) | 3        | 15.8  |
|        | 2,500g以上                    | 16       | 84.2  |
|        | 計                           | 19       | 100.0 |
| 健康状態   | 健康                          | 11       | 55.0  |
|        | 医療を要したもの                    | 9        | 45.0  |
|        | 計                           | 20       | 100.0 |

オ 病院から「両親に宛てた手紙」の持ち帰り

病院から「両親に宛てた手紙」が持ち帰られていた事例が 18 件（90.0%）あった。

カ 遺留品

預け入れられた子どもの着衣以外の「物」が残されていた事例は、全 20 件のうち 10 件（50.0%）であった。このうち親からの手紙が 5 件（25.0%）あり、その他には粉ミルク、哺乳瓶、予備の紙おむつ等があった。また、20 万円の現金が残されていた事例も 1 件あった。

キ 父母等からの事後接触（【表 2-4】参照）

預け入れ後、父母等からの事後接触があったものは 20 件中、1 件（5.0%）であった。接触の時期については、2 日目から 1 週間未満であった。

【表2-4】

|      |       |               | (単位:件、%) |       |
|------|-------|---------------|----------|-------|
|      |       |               | 第3期      |       |
| 項目   | 細項目   |               | 件数       | 構成割合  |
| 事後接触 | 接触の有無 | 父母等からの事後接触の有無 | 1        | 5.0   |
|      | 接触の時期 | 当日            | 0        | 0.0   |
|      |       | 2日目～1週間未満     | 1        | 100.0 |
|      |       | 1週間以上～1月未満    | 0        | 0.0   |
|      |       | 1月以上          | 0        | 0.0   |
|      |       | 計             | 1        | 100.0 |

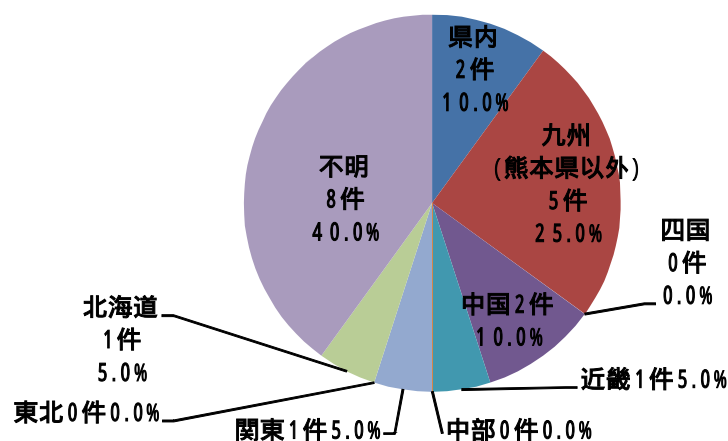
## (2) 家族等の状況

## ア 父母等の居住地 (【図2-7】【表2-5】参照)

子どもの親の居住地は、20件のうち12件(60.0%)判明している。その内訳は、熊本県内が2件(10.0%)、熊本県以外の九州地方が5件(25.0%)、中国地方が2件(10.0%)、近畿地方と関東地方がそれぞれ1件(5.0%)、また今回初めて北海道から1件(5.0%)預け入れがあった。

【図2-7】

父母等の居住地



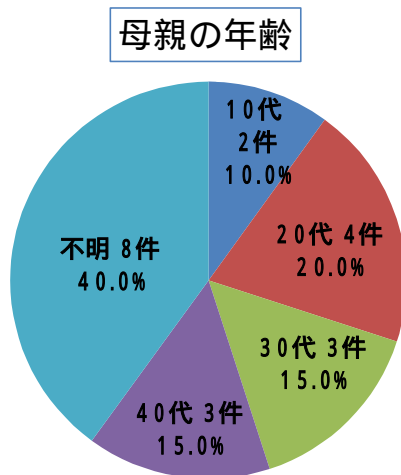
【表2-5】

|         |           |    | (単位:件、%) |  |
|---------|-----------|----|----------|--|
|         |           |    | 第3期      |  |
| 項目      | 細項目       | 件数 | 構成割合     |  |
| 父母等の居住地 | 県内        | 2  | 10.0     |  |
|         | 九州(熊本県以外) | 5  | 25.0     |  |
|         | 四国        | 0  | 0.0      |  |
|         | 中国        | 2  | 10.0     |  |
|         | 近畿        | 1  | 5.0      |  |
|         | 中部        | 0  | 0.0      |  |
|         | 関東        | 1  | 5.0      |  |
|         | 東北        | 0  | 0.0      |  |
|         | 北海道       | 1  | 5.0      |  |
|         | 不明        | 8  | 40.0     |  |
|         | 計         | 20 | 100.0    |  |

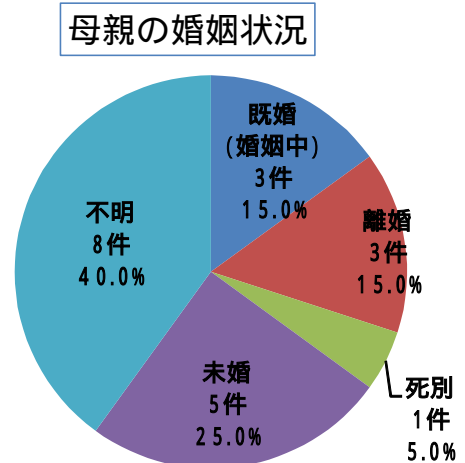
イ 母親の状況（【図 2-8】【図 2-9】【表 2-6】参照）

母親は、20 件のうち 12 件について判明している。判明した母親の年齢は、10 代 2 人（10.0％） 20 代 4 人（20.0％） 30 代 3 人（15.0％） 40 代 3 人（15.0％）と 10 代から 40 代まで幅広い年代にわたっている。また、母親の婚姻状況は、未婚事例 5 件（25.0％） 既婚（婚姻中のもの）事例 3 件（15.0％） 離婚事例 3 件（15.0％） 死別事例 1 件（5.0％）であった。

【図 2-8】



【図 2-9】



【表2-6】

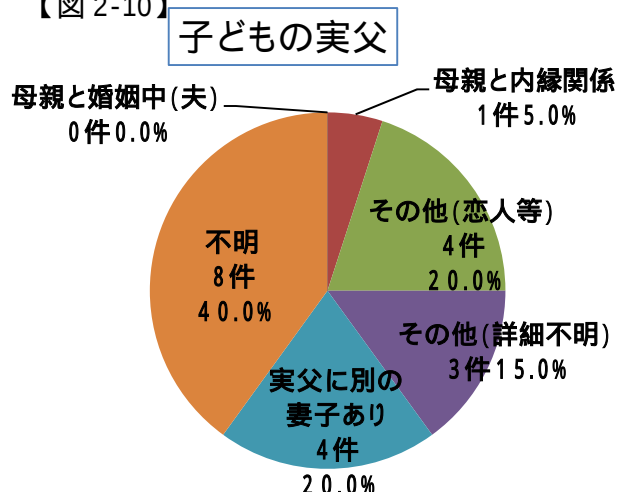
|         |         | (単位:件、%) |       |
|---------|---------|----------|-------|
|         |         | 第3期      |       |
| 項目      | 細項目     | 件数       | 構成割合  |
| 母親の年齢   | 10代     | 2        | 10.0  |
|         | 20代     | 4        | 20.0  |
|         | 30代     | 3        | 15.0  |
|         | 40代     | 3        | 15.0  |
|         | 不明      | 8        | 40.0  |
|         | 計       | 20       | 100.0 |
| 母親の婚姻状況 | 既婚(婚姻中) | 3        | 15.0  |
|         | 離婚      | 3        | 15.0  |
|         | 死別      | 1        | 5.0   |
|         | 未婚      | 5        | 25.0  |
|         | 不明      | 8        | 40.0  |
|         | 計       | 20       | 100.0 |

ウ 父親、きょうだいの状況（【図 2-10】【図 2-11】【表 2-7】参照）

父親の状況は、20 件のうち 12 件について判明している。母親と婚姻中の事例は 0 件、恋人等の関係にある事例 4 件（20.0％） 父親に母親でない配偶者がいる事例が 4 件（20.0％） 母親と内縁関係が 1 件（5.0％）等であった。

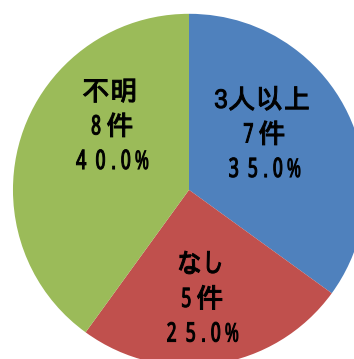
きょうだいの状況が判明した中で、預け入れられた子どもにきょうだいがいる事例が 7 件（35.0％）で、その全てがきょうだいが 3 人以上の事例であった。

【図 2-10】



【図 2-11】

きょうだいの有無とその人数



【表2-7】

(単位:件、%)

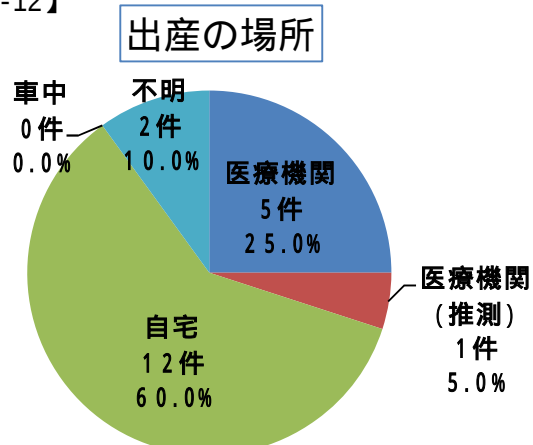
| 項目       | 細項目       | 第3期 |       |
|----------|-----------|-----|-------|
|          |           | 件数  | 構成割合  |
| 子どもの実父   | 母親と婚姻中(夫) | 0   | 0.0   |
|          | 母親と内縁関係   | 1   | 5.0   |
|          | その他(恋人等)  | 4   | 20.0  |
|          | その他(詳細不明) | 3   | 15.0  |
|          | 実父に別の妻子あり | 4   | 20.0  |
|          | 不明        | 8   | 40.0  |
|          | 計         | 20  | 100.0 |
| きょうだいの状況 | あり        | 7   | 35.0  |
|          | (うち3人以上)  | 7   | 35.0  |
|          | なし        | 5   | 25.0  |
|          | 不明        | 8   | 40.0  |
|          | 計         | 20  | 100.0 |

## (3) 預け入れの経緯

## ア 出産の場所(【図 2-12】【表 2-8】参照)

20 件中、医療機関で出産した事例が 5 件(25.0%)、医療機関と推測される事例が 1 件(5.0%)、自宅での出産事例が 12 件(60.0%)見られた。妊娠したこと自体を家族等周りの者が気付かなかった事例が複数あった。(自宅出産とは、医療的ケアをまったく伴わない自宅分娩を指す。)

【図 2-12】



預け入れに来た者と接触できず出産の状況が確認できない場合、子どもの臍の緒の処理状況及び採血跡等により医療機関または自宅分娩かを判断する。また、生後日数が経過し、これにより確認できない場合は、不明となる。

【表2-8】

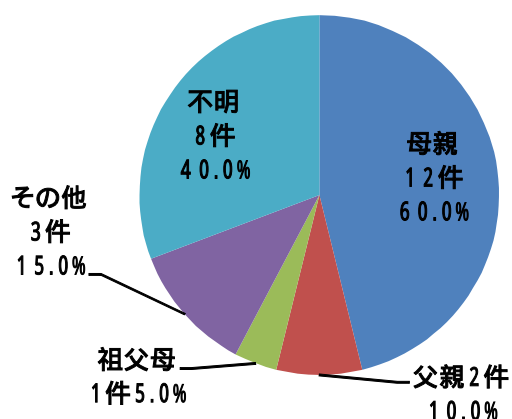
|       |          | (単位:件、%) |       |
|-------|----------|----------|-------|
|       |          | 第3期      |       |
| 項目    | 細項目      | 件数       | 構成割合  |
| 出産の場所 | 医療機関     | 5        | 25.0  |
|       | 医療機関(推測) | 1        | 5.0   |
|       | 自宅       | 12       | 60.0  |
|       | 車中       | 0        | 0.0   |
|       | 不明       | 2        | 10.0  |
|       | 計        | 20       | 100.0 |

イ 子どもを預け入れに来た者（【図 2-13】【表 2-9】参照）

母親が預け入れに来た事例が 12 件（60.0%）あるが、その内母親が一人で預け入れに来た事例が 8 件（40.0%）、両親で預け入れに来た事例が 2 件（10.0%）のほか、祖父母や友人と一緒に預け入れに来た事例等が見られた。（複数回答）

【図 2-13】

預け入れに来た者(複数回答)



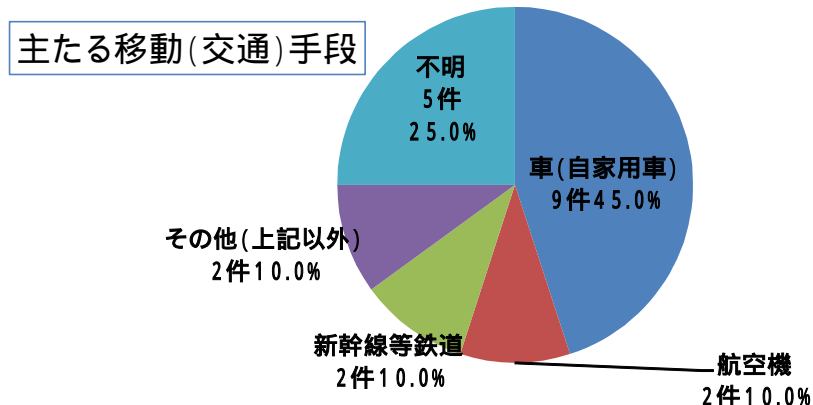
【表2-9】

|                    |     | (単位:件、%) |      |
|--------------------|-----|----------|------|
|                    |     | 第3期      |      |
| 項目                 | 細項目 | 件数       | 構成割合 |
| 預け入れに来た者<br>(複数回答) | 母親  | 12       | 60.0 |
|                    | 父親  | 2        | 10.0 |
|                    | 祖父母 | 1        | 5.0  |
|                    | その他 | 3        | 15.0 |
|                    | 不明  | 8        | 40.0 |
|                    | 計   | 26       | -    |

ウ 主たる移動（交通）手段（【図 2-14】【表 2-10】参照）

ゆりかごまでの移動手段としては、第1期、第2期同様、車(自家用車)が9件(45.0%)で最も多く、以下航空機2件(10.0%)、新幹線等鉄道2件(10.0%)となっている。預け入れに来た者の居住地が遠い場合、公共交通機関の利用割合が高くなっている。なお、預け入れに来た者の身元が判明していない場合でも、移動手段が判明していれば計上している。

【図 2-14】



【表2-10】

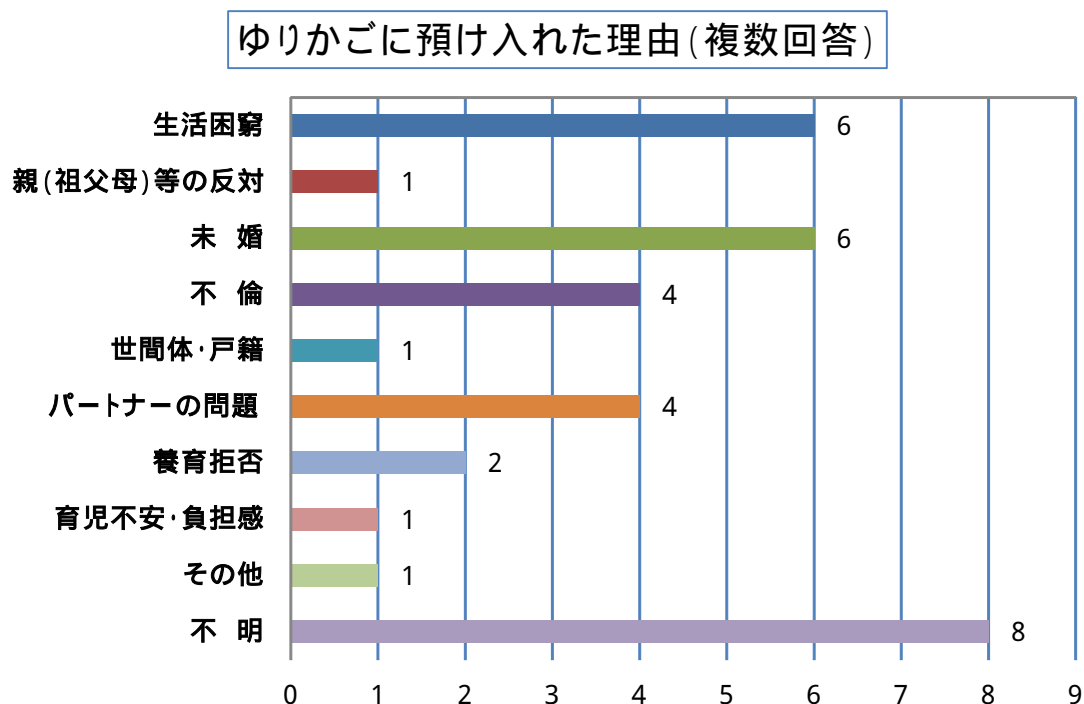
(単位:件、%)

| 項目                     | 細項目       | 第3期 |       |
|------------------------|-----------|-----|-------|
|                        |           | 件数  | 構成割合  |
| ゆりかごまでの<br>主たる移動(交通)手段 | 車(自家用車)   | 9   | 45.0  |
|                        | 航空機       | 2   | 10.0  |
|                        | 新幹線等鉄道    | 2   | 10.0  |
|                        | その他(上記以外) | 2   | 10.0  |
|                        | 不 明       | 5   | 25.0  |
|                        | 計         | 20  | 100.0 |

エ ゆりかごに預け入れた理由(【図 2-15】【表 2-11】参照)

ゆりかごに預け入れた理由は、生活困窮 6 件(30.0%)、未婚 6 件(30.0%)で以下、不倫 4 件(20.0%)、パートナーの問題 4 件(20.0%)等となっている。(複数回答)

【図 2-15】



【表2-11】

(単位:件、%)

| 項目                                                         | 細項目        | 第3期 |      |
|------------------------------------------------------------|------------|-----|------|
|                                                            |            | 件数  | 構成割合 |
| ゆりかごに<br>預け入れた理由<br>(複数回答)<br>(預け入れに来た者からの<br>聞き取りなどを基に分類) | 生活困窮       | 6   | 30.0 |
|                                                            | 親(祖父母)等の反対 | 1   | 5.0  |
|                                                            | 未婚         | 6   | 30.0 |
|                                                            | 不倫         | 4   | 20.0 |
|                                                            | 世間体・戸籍     | 1   | 5.0  |
|                                                            | パートナーの問題   | 4   | 20.0 |
|                                                            | 養育拒否       | 2   | 10.0 |
|                                                            | 育児不安・負担感   | 1   | 5.0  |
|                                                            | その他        | 1   | 5.0  |
|                                                            | 不明         | 8   | 40.0 |
|                                                            | 計          | 34  | -    |

## 2 ゆりかごの預け入れ状況の特徴

この項においては、第1期、第2期の預け入れ状況との比較により第3期のゆりかごの預け入れ状況の特徴について述べる。

### (1) 預け入れ時の状況

#### ア 預け入れられた子どもの人数(【表2-12】参照): 新規項目

第3期の預け入れは20件で、月平均預け入れ件数から見ると、第1期は1.76件、第2期は1.25件、第3期は0.67件と大幅に減少している。

【表2-12】

(単位:件)

|           | 第1期  | 第2期  | 第3期  | 合計   |
|-----------|------|------|------|------|
| 項目        | 件数   | 件数   | 件数   | 件数   |
| 預け入れ件数    | 51   | 30   | 20   | 101  |
| 月平均預け入れ件数 | 1.76 | 1.25 | 0.67 | 1.22 |

#### イ 預け入れ前の家族等への相談について

自宅出産の12件中、母親が一人で預け入れに来た事例が6件あり、さらに妊娠や出産の事実すら誰にも話さないままに預け入れに至ったと思われる事例は5件であった。その中には、妊娠したことにすら同居の家族は気付かず、相談もできずに一人で自宅出産していた事例も見られる等、母親がひとりで悩む状況が推察できた。一方で、父親に相談して預け入れに来た事例が5件であった。また、未成年の母親が祖父母と一緒に預け入れに来ている事例も見られた。

#### ウ 預け入れの理由について(【表2-13】参照)

生活の困窮を理由とする預け入れでは、パートナーとの間に課題があったとする事例が複数見られた。また、未婚を理由とする預け入れについては、生活困窮、不倫、パートナーの問題等複数の要因があった。

【表2 - 13】

(単位:件、%)

表2-13

(単位:件、%)

| 項目                                                                |                            | 第1期             |       | 第2期  |      | 第3期  |      | 合 計  |      |      |
|-------------------------------------------------------------------|----------------------------|-----------------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
|                                                                   |                            | 件数              | 構成割合  | 件数   | 構成割合 | 件数   | 構成割合 | 件数   | 構成割合 |      |
| ゆりかごに<br>預け入れた理由<br>(第2期・第3期複数回答)<br>(預け入れに来た者からの<br>聞き取りなどを基に分類) | 生活困窮                       |                 | 7     | 13.7 | 9    | 30.0 | 6    | 30.0 | 22   | 21.8 |
|                                                                   | 親(祖父母)等の反対                 |                 | 1     | 2.0  | 2    | 6.7  | 1    | 5.0  | 4    | 4.0  |
|                                                                   | 未 婚                        |                 | 3     | 5.9  | 9    | 30.0 | 6    | 30.0 | 18   | 17.8 |
|                                                                   | 不 倫                        |                 | 5     | 9.8  | 4    | 13.3 | 4    | 20.0 | 13   | 12.9 |
|                                                                   | 世<br>間<br>体<br>・<br>戸<br>籍 | 世間体             | 3     | 5.9  | 6    | 20.0 | 1    | 5.0  | 18   | 17.8 |
|                                                                   |                            | 戸籍<br>(に入れたくない) | 8     | 15.7 |      |      |      |      |      |      |
|                                                                   | パートナーの問題                   |                 | 2     | 3.9  | 6    | 20.0 | 4    | 20.0 | 12   | 11.9 |
|                                                                   | 養育拒否                       |                 | 2     | 3.9  | 2    | 6.7  | 2    | 10.0 | 6    | 5.9  |
|                                                                   | 育児不安・負担感                   |                 |       |      |      |      | 0    | 0.0  | 0    | 0.0  |
|                                                                   | そ<br>の<br>他                | その他             | 4     | 7.8  | 5    | 16.7 | 1    | 5.0  | 12   | 11.9 |
|                                                                   |                            | 強 姦             | 0     | 0.0  |      |      |      |      |      |      |
|                                                                   |                            | 母親のうつ・精神障がい     | 1     | 2.0  |      |      |      |      |      |      |
|                                                                   |                            | 友人の勧め           | 1     | 2.0  |      |      |      |      |      |      |
| 不 明                                                               |                            | 14              | 27.5  | 4    | 13.3 | 8    | 40.0 | 26   | 25.7 |      |
| 計                                                                 |                            | 51              | 100.0 | 47   | -    | 33   | -    | 131  | -    |      |

## エ 幼児の預け入れ事例について(【表2-14】参照)

新生児の預け入れを想定した施設にもかかわらず、第1期、第2期同様に、乳児1件の預け入れ事例があったが、幼児の預け入れはなかった。

【表2-14】

(単位:件、%)

| 項目  | 細項目                   | 第1期 |       | 第2期 |       | 第3期 |       | 合 計 |       |
|-----|-----------------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
|     |                       | 件数  | 構成割合  | 件数  | 構成割合  | 件数  | 構成割合  | 件数  | 構成割合  |
| 年 齢 | 新生児<br>(生後1ヶ月未満)      | 43  | 84.3  | 21  | 70.0  | 19  | 95.0  | 83  | 82.2  |
|     | (うち早期新生児<br>(生後7日未満)) | 21  | 41.2  | 17  | 56.7  | 10  | 50.0  | 48  | 47.5  |
|     | 乳 児<br>(生後1ヶ月～生後1年未満) | 6   | 11.8  | 5   | 16.7  | 1   | 5.0   | 12  | 11.9  |
|     | 幼 児<br>(生後1年～就学前)     | 2   | 3.9   | 4   | 13.3  | 0   | 0.0   | 6   | 5.9   |
|     | 計                     | 51  | 100.0 | 30  | 100.0 | 20  | 100.0 | 101 | 100.0 |

## オ 子どもの健康状態について(【表2-15】参照): 新規項目

第3期で医療を要した子どもは、9人で、第1期、第2期より大幅に増えている。これらの事例では、預け入れの際の医師による健康チェックの結果、低体温に対する保温治療や、低出生体重児(2,500g未満)のため入院治療を行っているが、この背景には、自宅

出産事例が増加していることが影響していると考えられる。

【表2-15】

(単位:件、%)

|      |          | 第1期 |       | 第2期 |       | 第3期 |       | 合 計 |       |
|------|----------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 項目   | 細項目      | 件数  | 構成割合  | 件数  | 構成割合  | 件数  | 構成割合  | 件数  | 構成割合  |
| 健康状態 | 健 康      | 47  | 92.2  | 28  | 93.3  | 11  | 55.0  | 86  | 85.1  |
|      | 医療を要したもの | 4   | 7.8   | 2   | 6.7   | 9   | 45.0  | 15  | 14.9  |
|      | 計        | 51  | 100.0 | 30  | 100.0 | 20  | 100.0 | 101 | 100.0 |

カ 障がいのある子どもの事例について（【表 2-16】参照）

障がいがある子どもが預け入れられた事例が3件（15.0%）あり、第2期までの8件（9.9%）より割合が増えている。第2期までと同様に子どもの障がいを受容できず、育児等の悩みに耐えかねての預け入れの事例が見られた。

【表2 - 16】

(単位:件、%)

|                |  | 第1期 |      | 第2期 |      | 第3期 |      | 合 計 |      |
|----------------|--|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|
| 項 目            |  | 件数  | 構成割合 | 件数  | 構成割合 | 件数  | 構成割合 | 件数  | 構成割合 |
| 障がいのある子どもの預け入れ |  | 5   | 9.8  | 3   | 10.0 | 3   | 15.0 | 11  | 10.9 |

## （2）家族等の状況

ア 親の判明について（【表 2-17】参照）

預け入れ状況の年度公表時点で親が判明したのは、第1期で72.5%、第2期では、86.7%であったのに対し、第3期では60.0%で、判明の割合が第1期、第2期より大幅に下がっている。

この要因としては、預け入れに来た者と接触できない事例が多かったり、このことに加え、預け入れ時に相談に繋がったものの、預け入れに来た者が病院が主張する匿名性を盾に身元を明かさなかったり、祖父母が母親の将来を守ろうと身元を明かすことを固辞した等の事例があったためである。さらには、病院側があえて積極的に預け入れに来た者との接触を行わない方針をとっていることも影響しているものと考えられる。

なお、病院には、子どもの出自を知る権利の確保のためにも、でき得る限り預け入れに来た者と接触を試みるよう求めている。

また、特別養子縁組成立後、または、特別養子縁組前提の里親委託中に、実親から連絡があり身元が判明した事例があったが、実親及び里親等の同意の元、特別養子縁組及び縁組に向けた里親委託には変更はなかった。

【表2-17】

(単位:件、%)

|      | 第1期      |       | 第2期      |       | 第3期      |       | 合 計 |       |
|------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|-----|-------|
|      | 各年度等公表時点 |       | 各年度等公表時点 |       | 各年度等公表時点 |       |     |       |
|      | 件数       | 構成割合  | 件数       | 構成割合  | 件数       | 構成割合  | 件数  | 構成割合  |
| 身元判明 | 37       | 72.5  | 26       | 86.7  | 12       | 60.0  | 75  | 74.3  |
| 身元不明 | 14       | 27.5  | 4        | 13.3  | 8        | 40.0  | 26  | 25.7  |
| 合 計  | 51       | 100.0 | 30       | 100.0 | 20       | 100.0 | 101 | 100.0 |

## イ 子どもの父親、きょうだいについて（【表 2-18】参照）

子どもの父親である離婚した元夫が出産に反対したため預け入れた事例、婚姻中に夫以外の者の子どもを出産し預け入れた事例があった。また父親が母親と内縁関係や恋人の関係である場合では、父親が妊娠したこと自体を知らない事例や妊娠を伝えた後父親と連絡が取れなくなった事例が見られた。

その他、父親に妻子がある場合では、父親が妊娠を知らない場合や妊娠したことを知っていても何ら支援がない事例が見られた。また、強姦による妊娠、父親が特定できない事例があった。

きょうだいについては、第1期において、きょうだい「あり」が47.1%、第2期で40.0%、第3期では、35.0%と減少している。なお、3人以上のきょうだいの割合については第1期 15.7%、第2期 26.7%、第3期 35.0%と増加している。

【表2-18】

(単位:件、%)

| 項目       | 細項目       | 第1期 |       | 第2期 |       | 第3期 |       | 合 計 |       |
|----------|-----------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
|          |           | 件数  | 構成割合  | 件数  | 構成割合  | 件数  | 構成割合  | 件数  | 構成割合  |
| 子どもの実父   | 母親と婚姻中(夫) | 7   | 13.7  | 9   | 30.0  | 0   | 0.0   | 16  | 15.8  |
|          | 母親と内縁関係   | 4   | 7.8   | 1   | 3.3   | 1   | 5.0   | 6   | 5.9   |
|          | その他(恋人等)  | 12  | 23.5  | 7   | 23.3  | 4   | 20.0  | 23  | 22.8  |
|          | その他(詳細不明) | 9   | 17.6  | 5   | 16.7  | 3   | 15.0  | 17  | 16.8  |
|          | 実父に別の妻子あり | 8   | 15.7  | 4   | 13.3  | 4   | 20.0  | 16  | 15.8  |
|          | 不 明       | 11  | 21.6  | 4   | 13.3  | 8   | 40.0  | 23  | 22.8  |
|          | 計         | 51  | 100.0 | 30  | 100.0 | 20  | 100.0 | 101 | 100.0 |
| きょうだいの状況 | あ り       | 24  | 47.1  | 12  | 40.0  | 7   | 35.0  | 43  | 42.6  |
|          | (うち3人以上)  | 8   | 15.7  | 8   | 26.7  | 7   | 35.0  | 23  | 22.8  |
|          | な し       | 16  | 31.4  | 14  | 46.7  | 5   | 25.0  | 35  | 34.7  |
|          | 不 明       | 11  | 21.6  | 4   | 13.3  | 8   | 40.0  | 23  | 22.8  |
|          | 計         | 51  | 100.0 | 30  | 100.0 | 20  | 100.0 | 101 | 100.0 |

## ウ その他

第1期、第2期では、父母共に日本に居住する外国人という事例があったが、第3期では、父親が日本に居住する外国人という事例があった。

### ( 3 ) 預け入れの経緯

#### ア 自宅出産事例について（【表 2-19】参照）

車中出産を含む自宅出産は、第 1 期 16 件（31.4％）、第 2 期 9 件（30.0％）に比べて、第 3 期は 12 件（60.0％）と割合が約 2 倍に増えている。

自宅出産の事例は、経済的な理由で病院を受診しなかったり、家族にも相談ができずに出産を迎えた等である。出産後も処置を自分で行い、臍の緒を鋏で切る等の事例もあった。低体温等新生児にとって危険な状態が見られた事例もあった。

自宅出産事例のほとんどが、妊婦健康診査未受診で、母子健康手帳の交付を受けていなかった。

また、あらかじめインターネットで調べてゆりかごに預けようと考え、自宅出産した事例が複数見られた。

【表2-19】

(単位:件、%)

| 項目    | 細項目      | 第1期 |       | 第2期 |       | 第3期 |       | 合 計 |       |
|-------|----------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
|       |          | 件数  | 構成割合  | 件数  | 構成割合  | 件数  | 構成割合  | 件数  | 構成割合  |
| 出産の場所 | 医療機関     | 24  | 47.1  | 17  | 56.7  | 5   | 25.0  | 46  | 45.5  |
|       | 医療機関(推測) | 4   | 7.8   | 1   | 3.3   | 1   | 5.0   | 6   | 5.9   |
|       | 自 宅      | 15  | 29.4  | 8   | 26.7  | 12  | 60.0  | 35  | 34.7  |
|       | 車 中      | 1   | 2.0   | 1   | 3.3   | 0   | 0.0   | 2   | 2.0   |
|       | 不 明      | 7   | 13.7  | 3   | 10.0  | 2   | 10.0  | 12  | 11.9  |
|       | 計        | 51  | 100.0 | 30  | 100.0 | 20  | 100.0 | 101 | 100.0 |

#### イ 遠距離の移動について

出産後 1 週間以内に、預け入れに来た事例が第 3 期では 10 件（50.0％）あった。中には自宅で出産し、その日のうちに母親自身が遠距離を移動して預け入れに来る等、母子にとって危険な状態が懸念される事例が第 2 期までと同様に第 3 期でも複数見られた。

### ( 4 ) ゆりかごの預け入れ状況公表項目一覧：新規項目

（【表 2-20】【表 2-21】【表 2-22】参照）

ゆりかご預け入れに係る第 1 期（平成 19 年 5 月 10 日から平成 21 年 9 月 30 日まで）、第 2 期（平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで）、第 3 期（平成 23 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の状況は次のとおりである。

【表2-20】

(単位: 件、%)

|                                                                   |       |                             | 第1期 |       | 第2期 |       | 第3期 |       | 合 計 |       |
|-------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 項目                                                                | 細項目   |                             | 件数  | 構成割合  | 件数  | 構成割合  | 件数  | 構成割合  | 件数  | 構成割合  |
| 預け入れ件数                                                            |       |                             | 51  | 100.0 | 30  | 100.0 | 20  | 100.0 | 101 | 100.0 |
| 発見日時                                                              | 曜日別   | 日 曜                         | 8   | 15.7  | 4   | 13.3  | 3   | 15.0  | 15  | 14.9  |
|                                                                   |       | 月 曜                         | 4   | 7.8   | 4   | 13.3  | 3   | 15.0  | 11  | 10.9  |
|                                                                   |       | 火 曜                         | 7   | 13.7  | 2   | 6.7   | 1   | 5.0   | 10  | 9.9   |
|                                                                   |       | 水 曜                         | 7   | 13.7  | 5   | 16.7  | 3   | 15.0  | 15  | 14.9  |
|                                                                   |       | 木 曜                         | 10  | 19.6  | 4   | 13.3  | 0   | 0.0   | 14  | 13.9  |
|                                                                   |       | 金 曜                         | 8   | 15.7  | 1   | 3.3   | 5   | 25.0  | 14  | 13.9  |
|                                                                   |       | 土 曜                         | 7   | 13.7  | 10  | 33.3  | 5   | 25.0  | 22  | 21.8  |
|                                                                   | 時間帯別  | 0～6時                        | 8   | 15.7  | 6   | 20.0  | 3   | 15.0  | 17  | 16.8  |
|                                                                   |       | 6～12時                       | 6   | 11.8  | 2   | 6.7   | 3   | 15.0  | 11  | 10.9  |
|                                                                   |       | 12～18時                      | 17  | 33.3  | 12  | 40.0  | 9   | 45.0  | 38  | 37.6  |
|                                                                   |       | 18～24時                      | 20  | 39.2  | 10  | 33.3  | 5   | 25.0  | 35  | 34.7  |
| 性 別                                                               |       | 男                           | 28  | 54.9  | 12  | 40.0  | 10  | 50.0  | 50  | 49.5  |
|                                                                   |       | 女                           | 23  | 45.1  | 18  | 60.0  | 10  | 50.0  | 51  | 50.5  |
| 年 齢<br><br>第3期より「早期新生児<br>(生後7日未満)」を追加した<br>ため、第1期・第2期について<br>も表示 |       | 新生児<br>(生後1ヶ月未満)            | 43  | 84.3  | 21  | 70.0  | 19  | 95.0  | 83  | 82.2  |
|                                                                   |       | うち早期新生児<br>(生後7日未満)         | 21  | 41.2  | 17  | 56.7  | 10  | 50.0  | 48  | 47.5  |
|                                                                   |       | 乳 児<br>(生後1ヶ月～生後1年未満)       | 6   | 11.8  | 5   | 16.7  | 1   | 5.0   | 12  | 11.9  |
|                                                                   |       | 幼 児<br>(生後1年～就学前)           | 2   | 3.9   | 4   | 13.3  | 0   | 0.0   | 6   | 5.9   |
|                                                                   |       |                             |     |       |     |       |     |       |     |       |
| 新生児の体重                                                            |       | 1,500g未満<br>(超低出生体重児)       | 0   | 0.0   | 0   | 0.0   | 0   | 0.0   | 0   | 0.0   |
|                                                                   |       | 1,500以上2,500g未満<br>(低出生体重児) | 7   | 16.3  | 1   | 4.8   | 3   | 15.8  | 11  | 13.3  |
|                                                                   |       | 2,500g以上                    | 36  | 83.7  | 20  | 95.2  | 16  | 84.2  | 72  | 86.7  |
| 健康状態                                                              |       | 健 康                         | 47  | 92.2  | 28  | 93.3  | 11  | 55.0  | 86  | 85.1  |
|                                                                   |       | 医療を要したもの                    | 4   | 7.8   | 2   | 6.7   | 9   | 45.0  | 15  | 14.9  |
| 身体的虐待の疑い                                                          |       | 虐待の疑いのあった件数                 | 0   | 0.0   | 0   | 0.0   | 0   | 0.0   | 0   | 0.0   |
| 病院からの手紙の持ち帰り                                                      |       | 手紙の持ち帰りの件数                  | 36  | 70.6  | 23  | 76.7  | 18  | 90.0  | 77  | 76.2  |
| 遺留物                                                               | 有の件数  | 置かれていたもの<br>(着衣以外)の件数       | 37  | 72.5  | 16  | 53.3  | 10  | 50.0  | 63  | 62.4  |
|                                                                   | 親の手紙  | 父母等からの<br>手紙のあった件数          | 21  | 41.2  | 8   | 26.7  | 5   | 25.0  | 34  | 33.7  |
| 戸 籍                                                               |       | 熊本市が戸籍<br>を作成した件数           | 14  | 27.5  | 4   | 13.3  | 8   | 40.0  | 26  | 25.7  |
| 事後接触                                                              | 接触の有無 | 父母等からの事後<br>接触の有無           | 13  | 25.5  | 6   | 20.0  | 1   | 5.0   | 20  | 19.8  |
|                                                                   | 接触の時期 | 当日                          | 3   | 23.1  | 3   | 50.0  | 0   | 0.0   | 6   | 30.0  |
|                                                                   |       | 2日目～1週間未満                   | 6   | 46.2  | 2   | 33.3  | 1   | 100.0 | 9   | 45.0  |
|                                                                   |       | 1週間以上～1月未満                  | 2   | 15.4  | 1   | 16.7  | 0   | 0.0   | 3   | 15.0  |
|                                                                   |       | 1月以上                        | 2   | 15.4  | 0   | 0.0   | 0   | 0.0   | 2   | 10.0  |

【表2-21】

(単位: 件、%)

| 項目                              | 細項目         | 第1期 |      | 第2期 |      | 第3期 |      | 合 計 |      |
|---------------------------------|-------------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|
|                                 |             | 件数  | 構成割合 | 件数  | 構成割合 | 件数  | 構成割合 | 件数  | 構成割合 |
| 父母等の居住地                         | 県 内         | 0   | 0.0  | 6   | 20.0 | 2   | 10.0 | 8   | 7.9  |
|                                 | 九州(熊本県以外)   | 13  | 25.5 | 7   | 23.3 | 5   | 25.0 | 25  | 24.8 |
|                                 | 四 国         | 1   | 2.0  | 0   | 0.0  | 0   | 0.0  | 1   | 1.0  |
|                                 | 中 国         | 4   | 7.8  | 1   | 3.3  | 2   | 10.0 | 7   | 6.9  |
|                                 | 近 畿         | 4   | 7.8  | 4   | 13.3 | 1   | 5.0  | 9   | 8.9  |
|                                 | 中 部         | 7   | 13.7 | 1   | 3.3  | 0   | 0.0  | 8   | 7.9  |
|                                 | 関 東         | 11  | 21.6 | 7   | 23.3 | 1   | 5.0  | 19  | 18.8 |
|                                 | 東 北         | 0   | 0.0  | 0   | 0.0  | 0   | 0.0  | 0   | 0.0  |
|                                 | 北海道         | 0   | 0.0  | 0   | 0.0  | 1   | 5.0  | 1   | 1.0  |
|                                 | 不 明         | 11  | 21.6 | 4   | 13.3 | 8   | 40.0 | 23  | 22.8 |
| 父母等引取り                          | 父母等が引き取った件数 | 7   | 13.7 | 4   | 13.3 | 1   | 5.0  | 12  | 11.9 |
| 母親の年齢                           | 10代         | 6   | 11.8 | 4   | 13.3 | 2   | 10.0 | 12  | 11.9 |
|                                 | 20代         | 21  | 41.2 | 13  | 43.3 | 4   | 20.0 | 38  | 37.6 |
|                                 | 30代         | 10  | 19.6 | 8   | 26.7 | 3   | 15.0 | 21  | 20.8 |
|                                 | 40代         | 3   | 5.9  | 1   | 3.3  | 3   | 15.0 | 7   | 6.9  |
|                                 | 不 明         | 11  | 21.6 | 4   | 13.3 | 8   | 40.0 | 23  | 22.8 |
| 預け入れに来た者<br>(複数回答)              | 母 親         | 38  | 74.5 | 22  | 73.3 | 12  | 60.0 | 72  | 71.3 |
|                                 | 父 親         | 10  | 19.6 | 6   | 20.0 | 2   | 10.0 | 18  | 17.8 |
|                                 | 祖父母         | 12  | 23.5 | 5   | 16.7 | 1   | 5.0  | 18  | 17.8 |
|                                 | その他         | 12  | 23.5 | 5   | 16.7 | 3   | 15.0 | 20  | 19.8 |
|                                 | 不 明         | 6   | 11.8 | 4   | 13.3 | 8   | 40.0 | 18  | 17.8 |
| 出産の場所                           | 医療機関        | 24  | 47.1 | 17  | 56.7 | 5   | 25.0 | 46  | 45.5 |
|                                 | 医療機関(推測)    | 4   | 7.8  | 1   | 3.3  | 1   | 5.0  | 6   | 5.9  |
|                                 | 自 宅         | 15  | 29.4 | 8   | 26.7 | 12  | 60.0 | 35  | 34.7 |
|                                 | 車 中         | 1   | 2.0  | 1   | 3.3  | 0   | 0.0  | 2   | 2.0  |
|                                 | 不 明         | 7   | 13.7 | 3   | 10.0 | 2   | 10.0 | 12  | 11.9 |
| 母親の婚姻状況<br><br>第3期より<br>「死別」を追加 | 既婚(婚姻中)     | 10  | 19.6 | 12  | 40.0 | 3   | 15.0 | 25  | 24.8 |
|                                 | 離 婚         | 13  | 25.5 | 3   | 10.0 | 3   | 15.0 | 19  | 18.8 |
|                                 | 死 別         |     |      |     |      | 1   | 5.0  | 1   | 1.0  |
|                                 | 未 婚         | 17  | 33.3 | 11  | 36.7 | 5   | 25.0 | 33  | 32.7 |
|                                 | 不 明         | 11  | 21.6 | 4   | 13.3 | 8   | 40.0 | 23  | 22.8 |
| ゆりかごまでの<br>主たる移動(交通)手段          | 車(自家用車)     | 21  | 41.2 | 13  | 43.3 | 9   | 45.0 | 43  | 42.6 |
|                                 | 航空機         | 7   | 13.7 | 3   | 10.0 | 2   | 10.0 | 12  | 11.9 |
|                                 | 新幹線等鉄道      | 15  | 29.4 | 9   | 30.0 | 2   | 10.0 | 26  | 25.7 |
|                                 | その他(上記以外)   | 0   | 0.0  | 1   | 3.3  | 2   | 10.0 | 3   | 3.0  |
|                                 | 不 明         | 8   | 15.7 | 4   | 13.3 | 5   | 25.0 | 17  | 16.8 |

【表2-22】

(単位:件、%)

|                                                                    |             | 第1期             |      | 第2期  |      | 第3期  |      | 合 計  |      |      |
|--------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 項目                                                                 | 細項目         | 件数              | 構成割合 | 件数   | 構成割合 | 件数   | 構成割合 | 件数   | 構成割合 |      |
| 家庭の状況                                                              | ひとり親家庭      | 11              | 21.6 | 2    | 6.7  | 4    | 20.0 | 17   | 16.8 |      |
|                                                                    | その他         | 40              | 78.4 | 28   | 93.3 | 16   | 80.0 | 84   | 83.2 |      |
| きょうだいの状況                                                           | あ り         | 24              | 47.1 | 12   | 40.0 | 7    | 35.0 | 43   | 42.6 |      |
|                                                                    | (うち3人以上)    | 8               | 15.7 | 8    | 26.7 | 7    | 35.0 | 23   | 22.8 |      |
|                                                                    | な し         | 16              | 31.4 | 14   | 46.7 | 5    | 25.0 | 35   | 34.7 |      |
|                                                                    | 不 明         | 11              | 21.6 | 4    | 13.3 | 8    | 40.0 | 23   | 22.8 |      |
| 子どもの実父                                                             | 母親と婚姻中(夫)   | 7               | 13.7 | 9    | 30.0 | 0    | 0.0  | 16   | 15.8 |      |
|                                                                    | 母親と内縁関係     | 4               | 7.8  | 1    | 3.3  | 1    | 5.0  | 6    | 5.9  |      |
|                                                                    | その他(恋人等)    | 12              | 23.5 | 7    | 23.3 | 4    | 20.0 | 23   | 22.8 |      |
|                                                                    | その他(詳細不明)   | 9               | 17.6 | 5    | 16.7 | 3    | 15.0 | 17   | 16.8 |      |
|                                                                    | 実父に別の妻子あり   | 8               | 15.7 | 4    | 13.3 | 4    | 20.0 | 16   | 15.8 |      |
|                                                                    | 不 明         | 11              | 21.6 | 4    | 13.3 | 8    | 40.0 | 23   | 22.8 |      |
| ゆりかごに<br>預け入れた理由<br>(第2期、第3期は複数回答)<br>(預け入れに来た者からの<br>聞き取りなどを基に分類) | 生活困窮        | 7               | 13.7 | 9    | 30.0 | 6    | 30.0 | 22   | 21.8 |      |
|                                                                    | 親(祖父母)等の反対  | 1               | 2.0  | 2    | 6.7  | 1    | 5.0  | 4    | 4.0  |      |
|                                                                    | 未 婚         | 3               | 5.9  | 9    | 30.0 | 6    | 30.0 | 18   | 17.8 |      |
|                                                                    | 不 倫         | 5               | 9.8  | 4    | 13.3 | 4    | 20.0 | 13   | 12.9 |      |
|                                                                    | 世間体・<br>戸籍  | 世間体             | 3    | 5.9  | 6    | 20.0 | 1    | 5.0  | 18   | 17.8 |
|                                                                    |             | 戸籍<br>(に入れたくない) | 8    | 15.7 |      |      |      |      |      |      |
|                                                                    | パートナーの問題    |                 | 2    | 3.9  | 6    | 20.0 | 4    | 20.0 | 12   | 11.9 |
|                                                                    | 養育拒否        |                 | 2    | 3.9  | 2    | 6.7  | 2    | 10.0 | 6    | 5.9  |
|                                                                    | 育児不安・負担感    |                 |      |      |      |      | 0    | 0.0  | 0    | 0.0  |
|                                                                    | そ<br>の<br>他 | その他             | 4    | 7.8  | 5    | 16.7 | 1    | 5.0  | 12   | 11.9 |
|                                                                    |             | 強 姦             | 0    | 0.0  |      |      |      |      |      |      |
|                                                                    |             | 母親のうつ・精神障がい     | 1    | 2.0  |      |      |      |      |      |      |
|                                                                    |             | 友人の勧め           | 1    | 2.0  |      |      |      |      |      |      |
|                                                                    | 不 明         |                 | 14   | 27.5 | 4    | 13.3 | 8    | 40.0 | 26   | 25.7 |

「ゆりかごに預け入れた理由」の項目整理について

第1期の「このとりのゆりかご検証会議・最終報告」では、ゆりかごに預け入れた理由について、13項目で公表されている。

その後、下記のとおり、項目整理及び計上方法の見直しを行い、整理した。

第2期

項目の見直し(13項目→9項目)

・「世間体」「戸籍(に入れたくない)」 「世間体・戸籍」  
・「強姦」「母親のうつ・精神障がい」「友人の勧め」 「その他」

計上方法の見直し

・主たる理由ひとつの単数回答 当てはまる項目を複数選ぶ複数回答

第3期

項目の見直し(9項目→10項目)

・追加 「育児不安・負担感」

第1期の数値は、県検証報告書で報告された数値を、平成22年3月31日現在で時点修正したもの。

### 3 預け入れられた子どものその後の養育状況（【図 2-16】【表 2-23】参照）

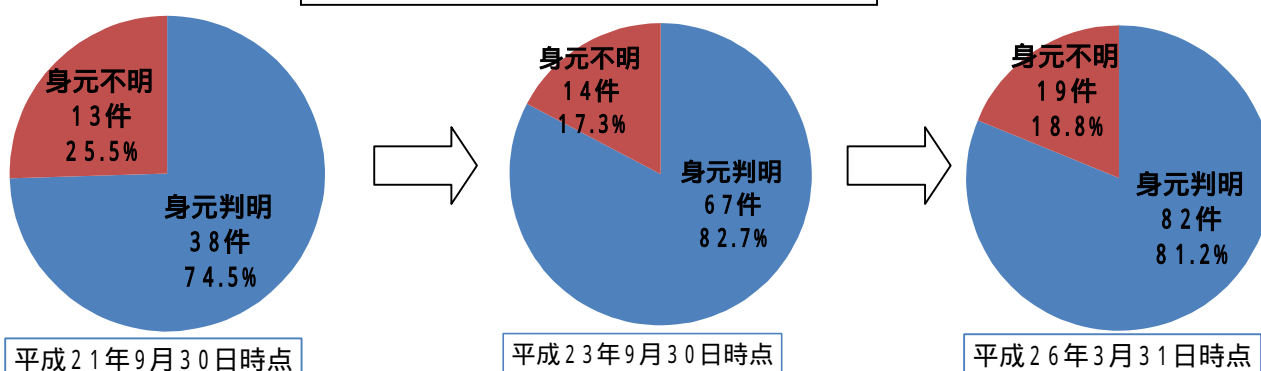
ゆりかごに預け入れられた後の子どもの養育状況について、平成 19 年 5 月 10 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に預け入れがなされた全 101 事例の平成 26 年 3 月末日時点における状況を検証した。

101 件のうち、身元が判明した事例は 82 件で、判明した割合は 81.2%、身元が不明の事例は 19 件で割合は 18.8%となっている。

以下、身元判明及び身元不明の事例別に養育状況をみていく。

【図 2-16】

預け入れられた子どものその後の身元判明



【表 2-23】

(単位: 件、%)

| 期   | 年度等      | 時点   | 平成21年9月30日時点 |       | 平成23年9月30日時点 |       | 平成26年3月31日時点 |       |
|-----|----------|------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|
|     |          |      | 件数           | 構成割合  | 件数           | 構成割合  | 件数           | 構成割合  |
| 第1期 | 平成19年度   | 身元判明 | 10           | 58.8  | 11           | 64.7  | 11           | 64.7  |
|     |          | 身元不明 | 7            | 41.2  | 6            | 35.3  | 6            | 35.3  |
|     |          | 計    | 17           | 100.0 | 17           | 100.0 | 17           | 100.0 |
|     | 平成20年度   | 身元判明 | 22           | 88.0  | 22           | 88.0  | 22           | 88.0  |
|     |          | 身元不明 | 3            | 12.0  | 3            | 12.0  | 3            | 12.0  |
|     |          | 計    | 25           | 100.0 | 25           | 100.0 | 25           | 100.0 |
|     | 平成21年度前半 | 身元判明 | 6            | 66.7  | 8            | 88.9  | 9            | 100.0 |
|     |          | 身元不明 | 3            | 33.3  | 1            | 11.1  | 0            | 0.0   |
|     |          | 計    | 9            | 100.0 | 9            | 100.0 | 9            | 100.0 |
| 第2期 | 平成21年度後半 | 身元判明 |              |       | 6            | 100.0 | 6            | 100.0 |
|     |          | 身元不明 |              |       | 0            | 0.0   | 0            | 0.0   |
|     |          | 計    |              |       | 6            | 100.0 | 6            | 100.0 |
|     | 平成22年度   | 身元判明 |              |       | 15           | 83.3  | 16           | 88.9  |
|     |          | 身元不明 |              |       | 3            | 16.7  | 2            | 11.1  |
|     |          | 計    |              |       | 18           | 100.0 | 18           | 100.0 |
|     | 平成23年度前半 | 身元判明 |              |       | 5            | 83.3  | 5            | 83.3  |
|     |          | 身元不明 |              |       | 1            | 16.7  | 1            | 16.7  |
|     |          | 計    |              |       | 6            | 100.0 | 6            | 100.0 |
| 第3期 | 平成23年度後半 | 身元判明 |              |       |              |       | 2            | 100.0 |
|     |          | 身元不明 |              |       |              |       | 0            | 0.0   |
|     |          | 計    |              |       |              |       | 2            | 100.0 |
|     | 平成24年度   | 身元判明 |              |       |              |       | 8            | 88.9  |
|     |          | 身元不明 |              |       |              |       | 1            | 11.1  |
|     |          | 計    |              |       |              |       | 9            | 100.0 |
|     | 平成25年度   | 身元判明 |              |       |              |       | 3            | 33.3  |
|     |          | 身元不明 |              |       |              |       | 6            | 66.7  |
|     |          | 計    |              |       |              |       | 9            | 100.0 |
| 合 計 |          | 身元判明 | 38           | 74.5  | 67           | 82.7  | 82           | 81.2  |
|     |          | 身元不明 | 13           | 25.5  | 14           | 17.3  | 19           | 18.8  |
|     |          | 計    | 51           | 100.0 | 81           | 100.0 | 101          | 100.0 |

( 1 ) 身元が判明した事例 (【表 2-24】【図 2-17】参照)

ア 判明事例における養育状況

身元が判明した事例においては、親の居住地の児童相談所にケース移管され、ケース移管を受けた親の居住地の児童相談所は、通常の要保護児童の場合の取り扱いと同様に、社会調査等を行い、子どもの家庭環境を把握したうえで、子どもにとって最善の利益を第一に考え、援助を行っている。

身元が判明した 82 件のうち、平成 26 年 3 月 31 日時点においては、乳児院等施設で養育されているものが 23 件 (28.0%) (判明事例 82 件における割合、以下同じ)、里親のもとで養育されているものが 13 件 (15.9%)、家庭に引取られたものが 18 件 (22.0%) となっている。また特別養子縁組が成立した事例が 23 件 (28.0%) である。

なお、現在里親のもとで養育されている事例のうち、特別養子縁組等を前提として里親委託しているものも複数ある。

イ 養育状況の推移

身元判明事例について平成 21 年 9 月 30 日時点、平成 23 年 9 月 30 日時点、平成 26 年 3 月 31 時点の養育状況を比較すると次のとおりとなる。

【表 2-24】 は平成21年9月30日時点、 は平成23年9月30日時点、 は平成26年3月31時点を指す。

| 身元判明 | 子どもの養育状況     | 時点 | 19年度 |       | 20年度 |       | 21年度 |       | 22年度 |       | 23年度 |       | 24年度 |       | 25年度 |       | 全体 |       |
|------|--------------|----|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|----|-------|
|      |              |    | 件数   | 割合    | 件数   | 割合    | 件数   | 割合    | 件数   | 割合    | 件数   | 割合    | 件数   | 割合    | 件数   | 割合    | 件数 | 割合    |
|      |              |    |      |       |      |       |      |       |      |       |      |       |      |       |      |       |    |       |
|      | 乳児院等施設への養育委託 |    | 6    | 60.0  | 16   | 72.7  | 5    | 83.3  |      |       |      |       |      |       |      |       | 27 | 71.1  |
|      |              |    | 5    | 45.5  | 5    | 22.7  | 4    | 28.6  | 6    | 40.0  | 4    | 80.0  |      |       |      |       | 24 | 35.8  |
|      |              |    | 3    | 27.3  | 4    | 18.2  | 2    | 13.3  | 4    | 25.0  | 3    | 42.9  | 4    | 50.0  | 3    | 100.0 | 23 | 28.0  |
|      | 里親への養育委託     |    | 2    | 20.0  | 2    | 9.1   | 0    | 0.0   |      |       |      |       |      |       |      |       | 4  | 10.5  |
|      |              |    | 3    | 27.3  | 8    | 36.4  | 2    | 14.3  | 4    | 26.7  | 0    | 0.0   |      |       |      |       | 17 | 25.4  |
|      |              |    | 4    | 36.4  | 4    | 18.2  | 4    | 26.7  | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 1    | 12.5  | 0    | 0.0   | 13 | 15.9  |
|      | 家庭に引き取り、養育   |    | 1    | 10.0  | 3    | 13.6  | 1    | 16.7  |      |       |      |       |      |       |      |       | 5  | 13.2  |
|      |              |    | 0    | 0.0   | 5    | 22.7  | 3    | 21.4  | 4    | 26.7  | 1    | 20.0  |      |       |      |       | 13 | 19.4  |
|      |              |    | 0    | 0.0   | 5    | 22.7  | 3    | 20.0  | 5    | 31.3  | 3    | 42.9  | 2    | 25.0  | 0    | 0.0   | 18 | 22.0  |
|      | 特別養子縁組の成立    |    | 0    | 0.0   | 1    | 4.5   | 0    | 0.0   |      |       |      |       |      |       |      |       | 1  | 2.6   |
|      |              |    | 1    | 9.1   | 4    | 18.2  | 4    | 28.6  | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   |      |       |      |       | 9  | 13.4  |
|      |              |    | 2    | 18.2  | 9    | 40.9  | 5    | 33.3  | 5    | 31.3  | 1    | 14.3  | 1    | 12.5  | 0    | 0.0   | 23 | 28.0  |
|      | その他          |    | 1    | 10.0  | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   |      |       |      |       |      |       |      |       | 1  | 2.6   |
|      |              |    | 2    | 18.2  | 0    | 0.0   | 1    | 7.1   | 1    | 6.7   | 0    | 0.0   |      |       |      |       | 4  | 6.0   |
|      |              |    | 2    | 18.2  | 0    | 0.0   | 1    | 6.7   | 2    | 12.5  | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 5  | 6.1   |
|      | 計            |    | 10   | 100.0 | 22   | 100.0 | 6    | 100.0 |      |       |      |       |      |       |      |       | 38 | 100.0 |
|      |              |    | 11   | 100.0 | 22   | 100.0 | 14   | 100.0 | 15   | 100.0 | 5    | 100.0 |      |       |      |       | 67 | 100.0 |
|      |              |    | 11   | 100.0 | 22   | 100.0 | 15   | 100.0 | 16   | 100.0 | 7    | 100.0 | 8    | 100.0 | 3    | 100.0 | 82 | 100.0 |

まず乳児院等施設へ養育委託されているものについては、全体で見れば平成 21 年 9 月 30 日時点で 71.1%であったものが、平成 23 年 9 月 30 日時点で 35.8%、平成 26 年 3 月 31 日時点で 28.0%と減少している。これは、第 1 期及び第 2 期において預け入れられた子どものうち、乳児院等施設で養育委託されていた子どもが主に里親への養育委託へ移行が進んだためである。さらに、その里親委託から、特別養子縁組の成立へと繋がっている

事例も見られる。例えば、【表 2-24】を見ると平成 20 年度に預け入れられた子どもの場合、平成 21 年 9 月 30 日時点では、16 人が施設で養育されていたが、平成 26 年 3 月 31 日時点では 4 人となり、12 人減っている。これは 12 人が乳児院等施設の養育委託から里親委託へ 2 人、家庭引き取りへ 2 人、特別養子縁組へ 8 人移行したためである。

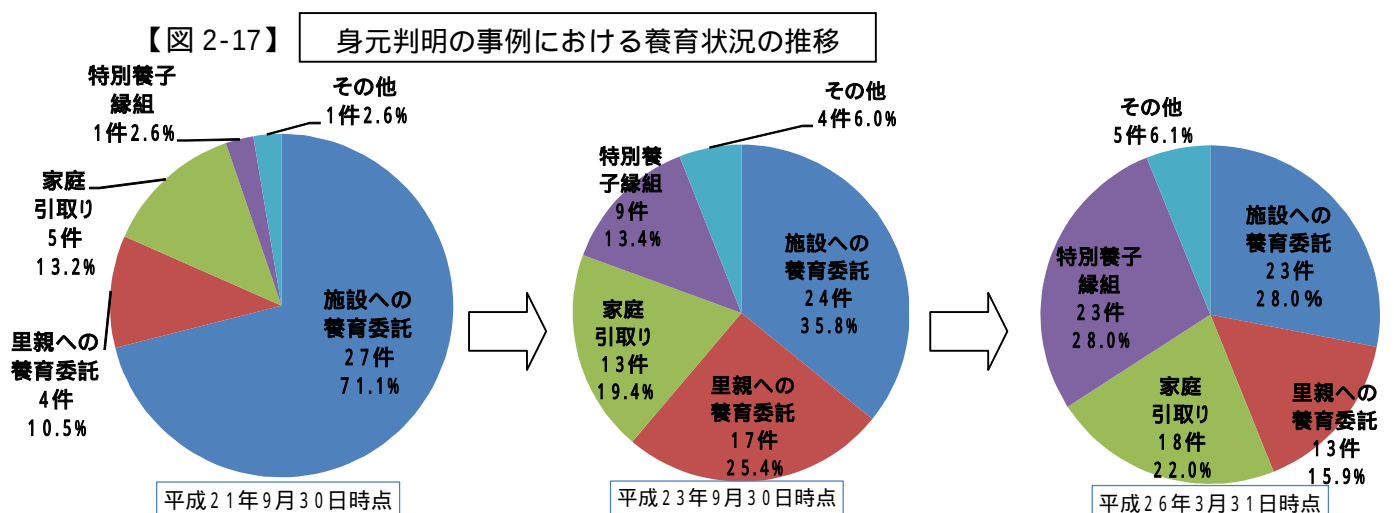
家庭引き取りに繋がった事例のうち主な経緯は、次のとおりである。

- ・ 父親、母親ともに日本に居住する外国人で、子どもの国籍取得の手続きが進まず不法滞在による強制送還の可能性がでてきたため家庭引き取りとなり、その後母国の祖父の養育となった。
- ・ 既婚の母親による、父親（夫）が第 4 子を産むことを受け入れてくれなかったための預け入れ。その後、母親は父親と離婚し、母親に引き取りの意思があり、親族も理解を示し協力を得ることができることから家庭引き取りとなった（第 3 子もゆりかごへ預け入れている）。
- ・ 既婚の母親であったが、第 3 子の出産を父親（夫）に反対されて、知らせずに出産、預け入れた。その後、子どもの存在を知った父親が、事実を受け入れ家庭引き取りになった。
- ・ 既婚の母親で、育児負担感から衝動的に預けたもの。家庭復帰訓練を行い、地域での相談支援体制が確保できたため家庭引き取りとなった。
- ・ 未婚での妊娠・出産で誰にも相談できず、自立するまで預かってほしいということだったが、祖父母の支援が十分得られることが確認できたため家庭引き取りとなった。
- ・ 特定妊婦で市町村が対応していた母親からの預け入れで、当時交際中の父親が引き取りを希望し、父方の祖父母の協力・支援があり養育環境が整ったことから、父親により家庭引き取りとなった。

但し、一旦家庭引き取りとなったが、その後母親の不安だという訴えにより施設での養育に戻った事例や、家庭引き取りとなったものの数年後に、母親による無理心中により母子が死亡した事例があったことから、家庭引き取りについても慎重な対応が求められるところである。

次に、特別養子縁組の成立した子どもは、平成 21 年 9 月 30 日現在の 1 件から平成 23 年 9 月 30 日現在 9 件、平成 26 年 3 月 31 日現在 23 件と大きく増加しており、第 2 期までに里親への養育委託されていたものが特別養子縁組に繋がっている。

各期の養育状況についてグラフに示すと次のとおりとなる。



( 2 ) 身元不明の事例 (【表 2-25】【図 2-18】参照 )

ア 不明事例における養育状況

身元が判明していない 19 件については、平成 26 年 3 月 31 日時点で乳児院等施設へ養育委託されているものが 7 件 ( 36.8% )、里親への養育委託が 6 件 ( 31.6% )、また特別養子縁組が成立した事例が 6 件 ( 31.6% ) となっている。

イ 養育状況の推移

身元が判明していない事例について、平成 21 年 9 月 30 日時点、平成 23 年 9 月 30 日時点、平成 26 年 3 月 31 日時点の比較は次のとおりとなる。

【表 2-25】 〃は平成 21 年 9 月 30 日時点、 〃は平成 23 年 9 月 30 日時点、 〃は平成 26 年 3 月 31 日時点を指す。

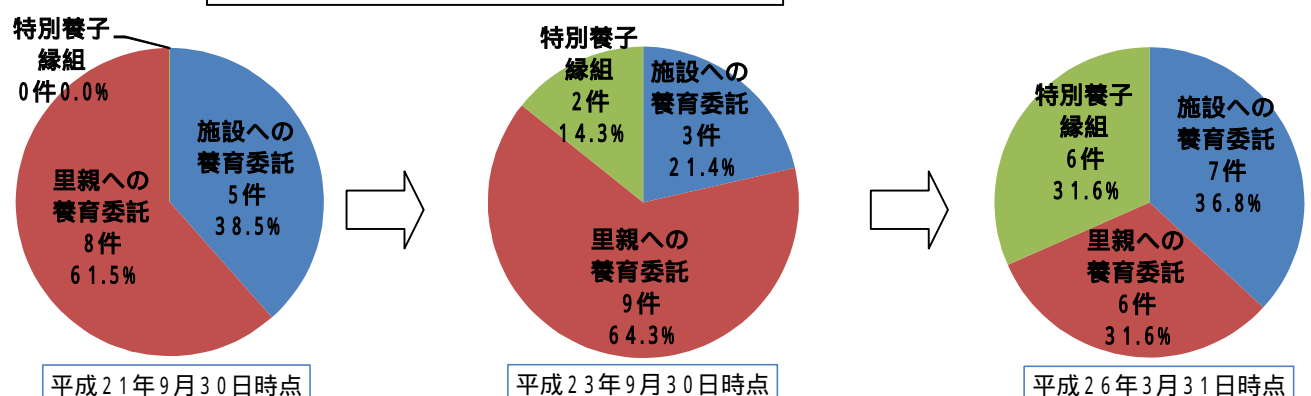
| 身元不明 | 子どもの養育状況     | 時点 | 19 年度 |       | 20 年度 |       | 21 年度 |       | 22 年度 |       | 23 年度 |       | 24 年度 |       | 25 年度 |       | 全体 |       |
|------|--------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|-------|
|      |              |    | 件数    | 割合    | 件数    | 割合    | 件数    | 割合    | 件数    | 割合    | 件数    | 割合    | 件数    | 割合    | 件数    | 割合    | 件数 | 割合    |
|      |              |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |    |       |
| 身元不明 | 乳児院等施設への養育委託 | 〃  | 1     | 14.3  | 1     | 33.3  | 3     | 100.0 | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 5  | 38.5  |
|      |              | 〃  | 0     | 0.0   | 1     | 33.3  | 0     | 0.0   | 1     | 33.3  | 1     | 100.0 | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 3  | 21.4  |
|      |              | 〃  | 0     | 0.0   | 1     | 33.3  | 0     | 0.0   | 0     | 0.0   | 0     | 0.0   | 0     | 0.0   | 6     | 100.0 | 7  | 36.8  |
|      | 里親への養育委託     | 〃  | 6     | 85.7  | 2     | 66.7  | 0     | 0.0   | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 8  | 61.5  |
|      |              | 〃  | 5     | 83.3  | 1     | 33.3  | 1     | 100.0 | 2     | 66.7  | 0     | 0.0   | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 9  | 64.3  |
|      |              | 〃  | 4     | 66.7  | 0     | 0.0   | 0     | 0.0   | 1     | 50.0  | 0     | 0.0   | 1     | 100.0 | 0     | 0.0   | 6  | 31.6  |
|      | 特別養子縁組の成立    | 〃  | 0     | 0.0   | 0     | 0.0   | 0     | 0.0   | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 0  | 0.0   |
|      |              | 〃  | 1     | 16.7  | 1     | 33.3  | 0     | 0.0   | 0     | 0.0   | 0     | 0.0   | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 2  | 14.3  |
|      |              | 〃  | 2     | 33.3  | 2     | 66.7  | 0     | 0.0   | 1     | 50.0  | 1     | 100.0 | 0     | 0.0   | 0     | 0.0   | 6  | 31.6  |
|      | 計            | 〃  | 7     | 100.0 | 3     | 100.0 | 3     | 100.0 | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 13 | 100.0 |
|      |              | 〃  | 6     | 100.0 | 3     | 100.0 | 1     | 100.0 | 3     | 100.0 | 1     | 100.0 | 〃     | 〃     | 〃     | 〃     | 14 | 100.0 |
|      |              | 〃  | 6     | 100.0 | 3     | 100.0 | 0     | 0.0   | 2     | 100.0 | 1     | 100.0 | 1     | 100.0 | 6     | 100.0 | 19 | 100.0 |

まず、乳児院等施設へ養育委託されているものは、平成 21 年 9 月 30 日時点で 5 件 ( 38.5% )、平成 23 年 9 月 30 日時点で 3 件 ( 21.4% )、平成 26 年 3 月 31 日時点で 7 件 ( 36.8% ) となっている。身元判明の事例の状況と同じように、第 1 期及び第 2 期において預け入れられた子どものうち、施設で養育委託されていた子どもが里親委託へ移行している。また、その里親委託から、特別養子縁組の成立へと繋がっている事例や、特別養子縁組に向けて手続きを進めているものが複数ある。

特別養子縁組は、平成 21 年 9 月 30 日現在において見られなかったが、平成 23 年 9 月 30 日現在では 2 件 ( 14.3% )、平成 26 年 3 月 31 日現在では 6 件 ( 31.6% ) となっている。

各期の養育状況についてグラフに示すと次のとおりとなる。

【図 2-18】 〃身元不明の事例における養育状況の推移



ゆりかごに預け入れられた子どもの身元判明、身元不明の全 101 事例の養育状況の推移は次のとおりである。

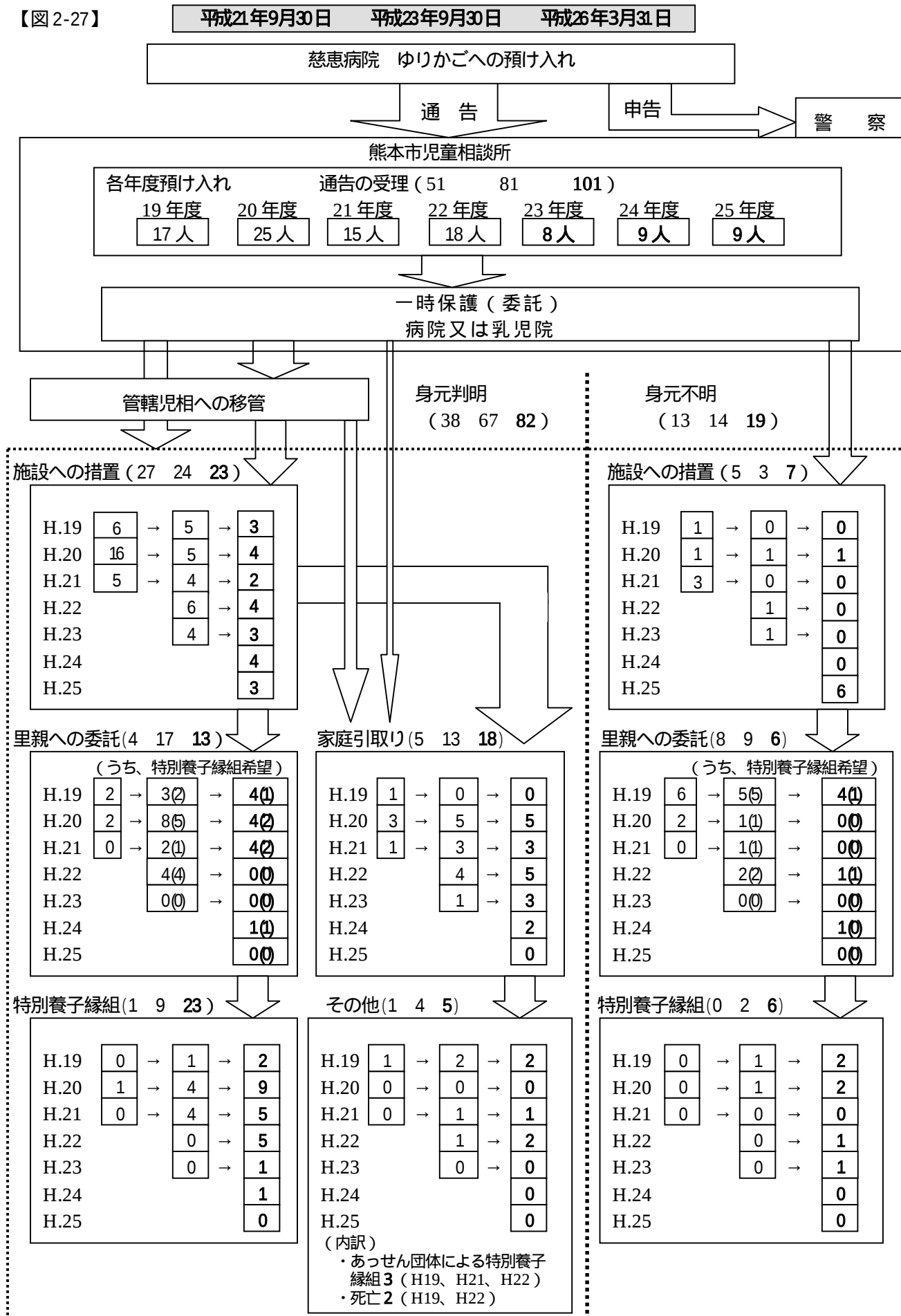
【表2-26】      は平成21年9月30日時点、      は平成23年9月30日時点、      は平成26年3月31時点を指す。

| 子どもの養育状況 |              | 時点 | 19年度 |       | 20年度 |       | 21年度 |       | 22年度 |       | 23年度 |       | 24年度 |       | 25年度 |       | 全体  |       |
|----------|--------------|----|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|          |              |    | 件数   | 割合    | 件数   | 割合    | 件数   | 割合    | 件数   | 割合    | 件数   | 割合    | 件数   | 割合    | 件数   | 割合    | 件数  | 割合    |
| 身元判明     | 乳児院等施設への養育委託 |    | 6    | 60.0  | 16   | 72.7  | 5    | 83.3  |      |       |      |       |      |       |      |       | 27  | 71.1  |
|          |              |    | 5    | 45.5  | 5    | 22.7  | 4    | 28.6  | 6    | 40.0  | 4    | 80.0  |      |       |      |       | 24  | 35.8  |
|          |              |    | 3    | 27.3  | 4    | 18.2  | 2    | 13.3  | 4    | 25.0  | 3    | 42.9  | 4    | 50.0  | 3    | 100.0 | 23  | 28.0  |
|          | 里親への養育委託     |    | 2    | 20.0  | 2    | 9.1   | 0    | 0.0   |      |       |      |       |      |       |      |       | 4   | 10.5  |
|          |              |    | 3    | 27.3  | 8    | 36.4  | 2    | 14.3  | 4    | 26.7  | 0    | 0.0   |      |       |      |       | 17  | 25.4  |
|          |              |    | 4    | 36.4  | 4    | 18.2  | 4    | 26.7  | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 1    | 12.5  | 0    | 0.0   | 13  | 15.9  |
|          | 家庭に引き取り、養育   |    | 1    | 10.0  | 3    | 13.6  | 1    | 16.7  |      |       |      |       |      |       |      |       | 5   | 13.2  |
|          |              |    | 0    | 0.0   | 5    | 22.7  | 3    | 21.4  | 4    | 26.7  | 1    | 20.0  |      |       |      |       | 13  | 19.4  |
|          |              |    | 0    | 0.0   | 5    | 22.7  | 3    | 20.0  | 5    | 31.3  | 3    | 42.9  | 2    | 25.0  | 0    | 0.0   | 18  | 22.0  |
|          | 特別養子縁組の成立    |    | 0    | 0.0   | 1    | 4.5   | 0    | 0.0   |      |       |      |       |      |       |      |       | 1   | 2.6   |
|          |              |    | 1    | 9.1   | 4    | 18.2  | 4    | 28.6  | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   |      |       |      |       | 9   | 13.4  |
|          |              |    | 2    | 18.2  | 9    | 40.9  | 5    | 33.3  | 5    | 31.3  | 1    | 14.3  | 1    | 12.5  | 0    | 0.0   | 23  | 28.0  |
|          | その他          |    | 1    | 10.0  | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   |      |       |      |       |      |       |      |       | 1   | 2.6   |
|          |              |    | 2    | 18.2  | 0    | 0.0   | 1    | 7.1   | 1    | 6.7   | 0    | 0.0   |      |       |      |       | 4   | 6.0   |
|          |              |    | 2    | 18.2  | 0    | 0.0   | 1    | 6.7   | 2    | 12.5  | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 5   | 6.1   |
|          | 小 計          |    | 10   | 100.0 | 22   | 100.0 | 6    | 100.0 |      |       |      |       |      |       |      |       | 38  | 100.0 |
|          |              |    | 11   | 100.0 | 22   | 100.0 | 14   | 100.0 | 15   | 100.0 | 5    | 100.0 |      |       |      |       | 67  | 100.0 |
|          |              |    | 11   | 100.0 | 22   | 100.0 | 15   | 100.0 | 16   | 100.0 | 7    | 100.0 | 8    | 100.0 | 3    | 100.0 | 82  | 100.0 |
| 身元不明     | 乳児院等施設への養育委託 |    | 1    | 14.3  | 1    | 33.3  | 3    | 100.0 |      |       |      |       |      |       |      |       | 5   | 38.5  |
|          |              |    | 0    | 0.0   | 1    | 33.3  | 0    | 0.0   | 1    | 33.3  | 1    | 100.0 |      |       |      |       | 3   | 21.4  |
|          |              |    | 0    | 0.0   | 1    | 33.3  | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 6    | 100.0 | 7   | 36.8  |
|          | 里親への養育委託     |    | 6    | 85.7  | 2    | 66.7  | 0    | 0.0   |      |       |      |       |      |       |      |       | 8   | 61.5  |
|          |              |    | 5    | 83.3  | 1    | 33.3  | 1    | 100.0 | 2    | 66.7  | 0    | 0.0   |      |       |      |       | 9   | 64.3  |
|          |              |    | 4    | 66.7  | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 1    | 50.0  | 0    | 0.0   | 1    | 100.0 | 0    | 0.0   | 6   | 31.6  |
|          | 特別養子縁組の成立    |    | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   |      |       |      |       |      |       |      |       | 0   | 0.0   |
|          |              |    | 1    | 16.7  | 1    | 33.3  | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   |      |       |      |       | 2   | 14.3  |
|          |              |    | 2    | 33.3  | 2    | 66.7  | 0    | 0.0   | 1    | 50.0  | 1    | 100.0 | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 6   | 31.6  |
|          | 小 計          |    | 7    | 100.0 | 3    | 100.0 | 3    | 100.0 |      |       |      |       |      |       |      |       | 13  | 100.0 |
|          |              |    | 6    | 100.0 | 3    | 100.0 | 1    | 100.0 | 3    | 100.0 | 1    | 100.0 |      |       |      |       | 14  | 100.0 |
|          |              |    | 6    | 100.0 | 3    | 100.0 | 0    | 0.0   | 2    | 100.0 | 1    | 100.0 | 1    | 100.0 | 6    | 100.0 | 19  | 100.0 |
| 合計       | 乳児院等施設への養育委託 |    | 7    | 41.2  | 17   | 68.0  | 8    | 88.9  |      |       |      |       |      |       |      |       | 32  | 62.7  |
|          |              |    | 5    | 29.4  | 6    | 24.0  | 4    | 26.7  | 7    | 38.9  | 5    | 83.3  |      |       |      |       | 27  | 33.3  |
|          |              |    | 3    | 17.6  | 5    | 20.0  | 2    | 13.3  | 4    | 22.2  | 3    | 37.5  | 4    | 44.4  | 9    | 100.0 | 30  | 29.7  |
|          | 里親への養育委託     |    | 8    | 47.1  | 4    | 16.0  | 0    | 0.0   |      |       |      |       |      |       |      |       | 12  | 23.5  |
|          |              |    | 8    | 47.1  | 9    | 36.0  | 3    | 20.0  | 6    | 33.3  | 0    | 0.0   |      |       |      |       | 26  | 32.1  |
|          |              |    | 8    | 47.1  | 4    | 16.0  | 4    | 26.7  | 1    | 5.6   | 0    | 0.0   | 2    | 22.2  | 0    | 0.0   | 19  | 18.8  |
|          | 家庭に引き取り、養育   |    | 1    | 5.9   | 3    | 12.0  | 1    | 11.1  |      |       |      |       |      |       |      |       | 5   | 9.8   |
|          |              |    | 0    | 0.0   | 5    | 20.0  | 3    | 20.0  | 4    | 22.2  | 1    | 16.7  |      |       |      |       | 13  | 16.0  |
|          |              |    | 0    | 0.0   | 5    | 20.0  | 3    | 20.0  | 5    | 27.8  | 3    | 37.5  | 2    | 22.2  | 0    | 0.0   | 18  | 17.8  |
|          | 特別養子縁組の成立    |    | 0    | 0.0   | 1    | 4.0   | 0    | 0.0   |      |       |      |       |      |       |      |       | 1   | 2.0   |
|          |              |    | 2    | 11.8  | 5    | 20.0  | 4    | 26.7  | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   |      |       |      |       | 11  | 13.6  |
|          |              |    | 4    | 23.5  | 11   | 44.0  | 5    | 33.3  | 6    | 33.3  | 2    | 25.0  | 1    | 11.1  | 0    | 0.0   | 29  | 28.7  |
|          | その他          |    | 1    | 5.9   | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   |      |       |      |       |      |       |      |       | 1   | 2.0   |
|          |              |    | 2    | 11.8  | 0    | 0.0   | 1    | 6.7   | 1    | 5.6   | 0    | 0.0   |      |       |      |       | 4   | 4.9   |
|          |              |    | 2    | 11.8  | 0    | 0.0   | 1    | 6.7   | 2    | 11.1  | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 5   | 5.0   |
|          | 合 計          |    | 17   | 100.0 | 25   | 100.0 | 9    | 100.0 |      |       |      |       |      |       |      |       | 51  | 100.0 |
|          |              |    | 17   | 100.0 | 25   | 100.0 | 15   | 100.0 | 18   | 100.0 | 6    | 100.0 |      |       |      |       | 81  | 100.0 |
|          |              |    | 17   | 100.0 | 25   | 100.0 | 15   | 100.0 | 18   | 100.0 | 8    | 100.0 | 9    | 100.0 | 9    | 100.0 | 101 | 100.0 |

一見すると身元判明と身元不明で子どもの養育状況に違い（例えば、「乳児院等施設への養育委託」の割合）があるように見えるが身元不明に「家庭に引き取り、養育」がないことが影響しており、【表2-26】のデータのみでの単純な比較はできない。

なお、各年度における預け入れ後の変化については次の図のとおりである。

【図 2-27】



### 第3章 妊娠・出産にかかる相談体制と対応状況

「県検証報告書」では平成 19、20 年度の状況、「市検証報告書（第 2 期）」では平成 21、22 年度の状況について報告されているため、本報告では平成 23、24、25 年度の状況についてまとめた。

#### 1 慈恵病院での相談対応の状況

慈恵病院では、平成 14 年から定期的に期間を限定して実施していた「妊娠かつとう（悩み）相談」を、ゆりかごの計画を機に充実させ、ゆりかご開設前の平成 18 年 11 月から 24 時間無料電話相談（SOS 赤ちゃんとお母さんの妊娠相談）を開始した。この電話相談は、24 時間 365 日体制で対応している。

相談は全国から寄せられ、相談件数は増加し続けている。電話相談に限らず、来院による相談や、緊急な対応を必要とする深刻な事例なども見られる。こうした相談の中には、ゆりかご事例とも共通する背景を持つ者も多く、ゆりかご事例の潜在層ともいえる相談が含まれている。

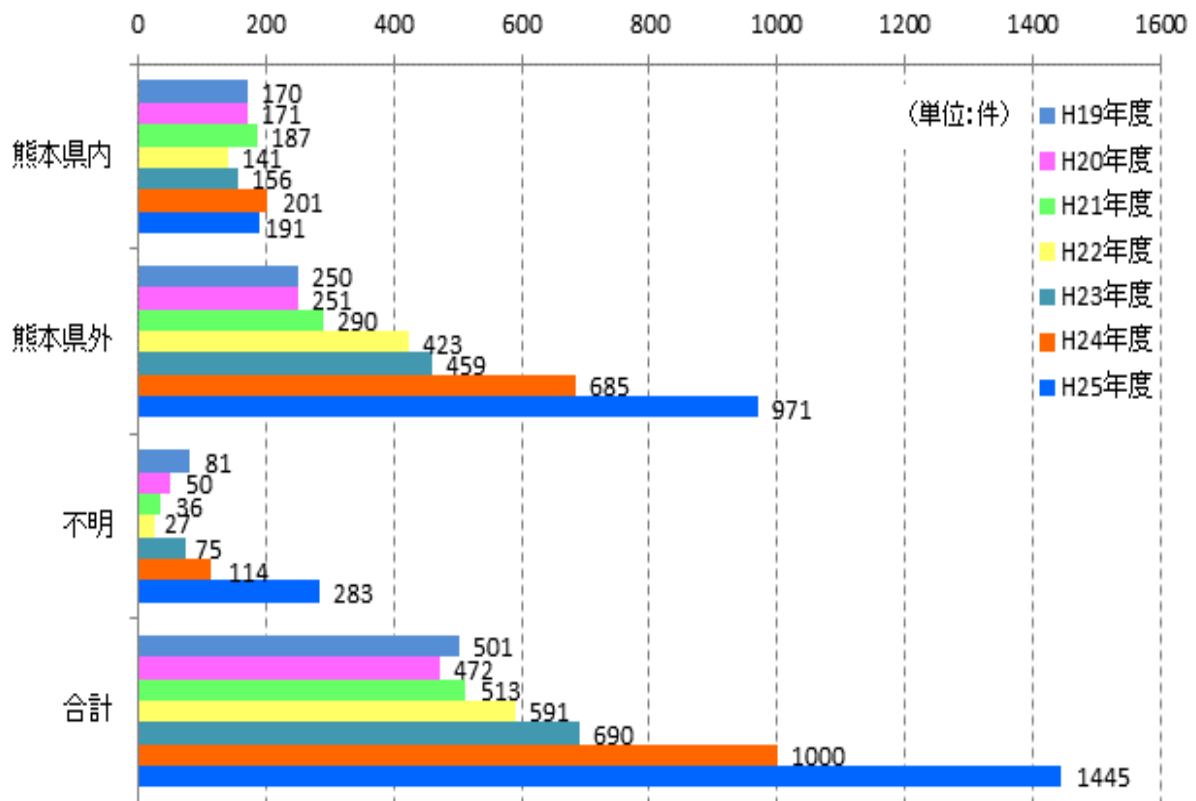
##### （1）相談対応の実績

###### ア 相談件数の推移（【図 3-1】参照）

慈恵病院に寄せられた新規の相談件数は平成 23 年度 690 件、平成 24 年度 1,000 件、平成 25 年度 1,445 件、合わせて 3,135 件の相談が寄せられており、増加の傾向にある。

【図 3-1】

相談件数の推移(平成 19～25 年度)

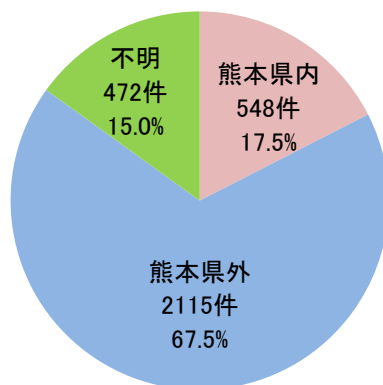


イ 相談者の居住地域（【図 3-2】参照）

相談者の居住地域は、県内からは 548 件（17.5%）、県外からは 2,115 件（67.5%）、不明が 472 件（15.0%）であり、県内に比べ県外から多くの相談が寄せられている。

【図 3-2】

相談者の居住地



ウ 相談方法、相談時間帯（【図 3-3】【図 3-4】参照）

① 相談方法

方法別の相談件数は、電話が 2,840 件（90.6%）、来所 88 件（2.8%）、となっている。電話相談窓口にもかかわらず、来所での相談も見られる。

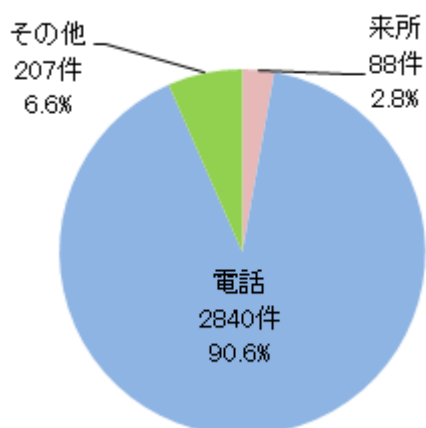
② 相談時間帯

時間帯別相談件数は、9時から17時までが1,608件（51.3%）と過半数を占め、次いで17時から24時までが1,037件（33.1%）、0時から9時までが490件（15.6%）となっている。

昼間（9時から17時まで）の時間帯が5割を占めているが、夕方から夜中までの時間帯も3分の1を占めており、さらに深夜から早朝の時間帯にも一定の相談があっている。

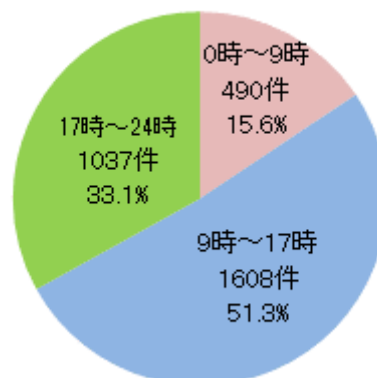
【図 3-3】

相談方法



【図 3-4】

相談時間帯



## エ 相談者の状況

### ① 相談してきた者

母親本人が 2,518 件 (80.3%) と最も多く、次いで、夫・パートナー 324 件 (10.3%)、家族・知人 203 件 (6.5%) 等となっている。母親本人からの相談は約 8 割である。

### ② 相談者の年齢

相談者の年齢別件数は、年齢順に、15 歳未満 19 件 (0.6%)、15～18 歳未満 246 件 (7.8%)、18～20 歳未満 271 件 (8.6%)、20 歳代 1,183 件 (37.7%)、30 歳代 714 件 (22.8%)、40 歳代 192 件 (6.1%)、50 歳以上 28 件 (0.9%) 等となっている。

### ③ 未婚・既婚の別（婚姻の有無）

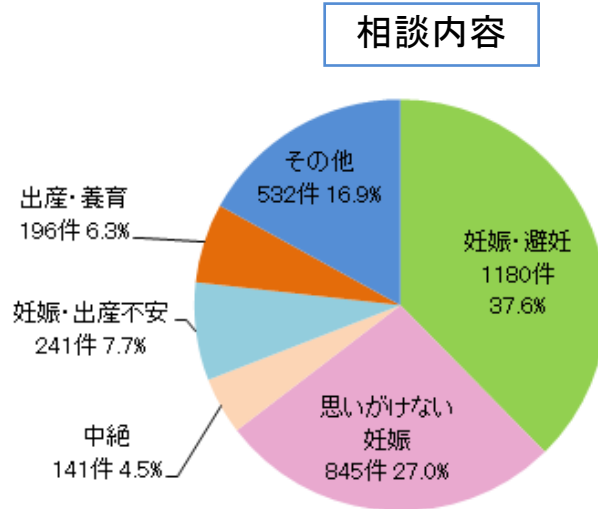
未婚・既婚別件数では、未婚 1,592 件 (50.8%)、既婚（婚姻中）1,163 件 (37.1%)、離婚 153 件 (4.9%) の順になっている。

## オ 相談内容及び対応状況（【図 3-5】参照）

### ① 相談内容

相談内容別件数は、妊娠・避妊に関する相談が 1,180 件 (37.6%) と最も多く、次いで思いがけない妊娠についての相談が 845 件 (27.0%)、妊娠・出産前後の不安に関する相談が 241 件 (7.7%)、出産・養育についての相談が 196 件 (6.3%)、中絶についての相談が 141 件 (4.5%) 等となっている。

【図 3-5】



### ② 対応状況

対応状況では、傾聴・助言が 1,629 件 (52.0%) と最も多く、次いで情報提供が 745 件 (23.8%)、他機関紹介 572 件 (18.2%)、来所案内 127 件 (4.1%)、緊急対応 57 件 (1.8%) 等となっている。

## (2) 相談事例への緊急的対応（緊急対応・緊急面談）（【表 3-1】参照）

病院相談事例の中で緊急的対応を行った事例は、平成 23 年度 18 件、平成 24 年度 16 件、平成 25 年度 23 件、合計 57 件であった。

このうち、陣痛が既に始まっている等、何らかの緊急対応を必要としたものが 18 件、最初の電話相談を受けずに、直接来院し（本人又は家族同行、紹介など）、面接面談を希望した場合や、産科で妊婦健診受診中に不安定になるなど、面談の必要を感じ、急遽、面談を行った場合などの緊急面談を行ったものが 39 件となっている。

なお、ゆりかごのインターホンを押した事例は、平成 23 年度 1 件、平成 24 年度 4 件、平成 25 年度 1 件、合計 6 件であった。

【表 3-1】

(単位:件)

|      | 第2期  |      | 第3期  |      |      | 合計 |
|------|------|------|------|------|------|----|
|      | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |    |
| 緊急対応 | 10   | 2    | 4    | 4    | 10   | 18 |
| 緊急面談 | 11   | 10   | 14   | 12   | 13   | 39 |
| 合計   | 21   | 12   | 18   | 16   | 23   | 57 |

このうち、特筆すべき緊急対応・緊急面談の事例は、次のとおりである。

- ◆相談事例 A：未成年の妊娠・自宅出産で、子どもの首に臍帯が巻きついていて、親の離婚や不登校など、生い立ちの経験から家庭を形成する自信がなく預けようと思い来院した。子どもの父は育てるつもりであったが、母の独断で預けに来た。相談に際して虚偽が多く、その後の子どもの手続きに影響があった。
- ◆相談事例 B：妊婦健診未受診で車中出産。世間体から、母の両親は出産に強い拒否を示した。子どもの父はゆりかごへの預け入れをすすめ、一緒に来た。父には別に家庭があるが、母との子は今回で 2 人目。母は、将来は引き取って育てたい意思があり、今後の養育について相談。病院は地元の児童相談所との連携を行った。
- ◆相談事例 C：生活に困窮しており、すでに 3 人の子どもを施設に預けていて 4 人目の妊娠を児童相談所へ相談することができなかった。養子縁組あっせん事業者により特別養子縁組に向け手続きを進めた。自宅出産のため、出生届に別途手続きが必要となった。
- ◆相談事例 D：学生、若年者の妊娠事例。他の病院を受診するも、若年出産で対応を拒否され慈恵病院を紹介された。母は妊娠自体が半信半疑で不安に過ごしていた。母の親は学校の養護教諭や役所、児童相談所へ相談した。母は学習意欲もあるが、学校生活の中断・世間体・学業への不安がある。子どもの父は同級生だが、父の親とは相談するも決裂。母は子どもと離れたくないと言い、母の親は特別養子縁組を希望。
- ◆相談事例 E：妊娠中に結婚しようと思っていた交際相手から別れを告げられ、母の両親からも出産に反対された。母は以前中絶しているため今回は出産したい考え。ひとりでの養育は不安であり、養子に出すことと生まないことのどちらが子どものためか悩んでいた。
- ◆相談事例 F：自宅出産した母から特別養子縁組の相談。妊婦健診未受診で、費用もなく中絶できなかった。子どもの父とはこれで 4 人目。うち 2 人は養子縁組あっせん事業者を経て特別養子縁組している。以前の関わりから、児童相談所の関与に拒否的。診察した前病院の医師からの心無い言葉にも傷ついていた。子どもは治療が必要な状態であった。
- ◆相談事例 G：自宅出産で 2 人出産しており、出生届を提出していなかった。届けを迷っている間に生活保護の担当者から追及され、怖くなって言い出すことができずにいた。当初は実子ではないと嘘を言い、対応に苦慮した。出生の証明ができないため、DNA 鑑定などを要した。
- ◆相談事例 H：妊婦健診未受診で飛び込み出産しようとするも、他病院に断られ救急車を呼ぶよう示されたが呼ばずに自宅出産を行った。家族にも相談せずに特別養子縁組を考えて妊娠

を継続した。産後の母体も不調で、その後連絡が取れない等心配もあった。

- ◆相談事例I：ひとりで夜中に出産し、放心状態で、産後数時間後に電話相談した。慈恵病院は緊急対応として母の住む地元の団体へ協力を依頼。母は、厳格な親へ相談することはできず、今回のことも内密にして欲しい旨を訴えた。子への愛情はある様子だが特別養子縁組を希望。母体のフォローは、地元の自治体と連携をとった。
- ◆相談事例J：妊婦健診未受診で緊急帝王切開にて出産。新生児仮死にて蘇生した。さらに低体重児であり入院となる。妊娠中に役所にて経済的支援や養育サービスなどを相談できたが、保育所が半年待ちで生活は困難と感じた。また離婚後の出産で戸籍上、元夫の子になることで出生届が出せないと考えた。母の実家に出産を受け入れてもらえず、ゆりかごに預け入れることもできずに悩んでいた。
- ◆相談事例K：妊娠中に子どもに障がいがあることを医師より告げられ、父母は不安から特別養子縁組を希望される。慈恵病院はそれを留め、治療可能な障がいであることを説明するも納得しない。その後は毎日のように相談を行う。親の悩みを尋ねると、他の子と比べてしまう、一緒に遊べないなど訴える。出産後、慈恵病院は、子どもの目は可愛く活き活きとしていること、治療できること、特別養子縁組を希望するが子どもにとって親の愛情が大事であることなど説得を続ける。退院間近に面会に結びつき、子どもを抱くと父母の様子が変化し養育に前向きになり、特別養子縁組希望を撤回した。
- ◆相談事例L：自宅出産後、東北地方から長距離移動をしてきた事例。子どもの父に別に家庭があり不倫での妊娠。今回が3人目で養育は難しく、子どもの父はゆりかごに預け入れに行くことを承知している。妊娠中から預けることを考えていたが、相談に繋がり特別養子縁組を知って希望。慈恵病院は同じことを繰り返さないための助言をした。
- ◆相談事例M：子どもの父とは不倫であり、妊娠が分かったと中絶するよう言われた。母は中絶することができず、産んだら父の気持ちが変わるかもしれないという希望のもと、出産しようとする。陣痛中に電話相談をし、慈恵病院は地元の病院に緊急対応の依頼に奔走する。父は出産後、認知も養育も拒否した。母は無職で実家とは絶縁状態にあり、ひとりでの養育に自信がなく特別養子縁組を希望した。
- ◆相談事例N：未成年者の強姦による妊娠。不正出血が続いており妊娠に気づかなかった。母は両親との関係は良く、心配をかけられないと一人で自宅出産しゆりかごへ預け入れるつもりであった。出産直後、母の親が子どもを発見し、慈恵病院へ相談。母の両親と共に特別養子縁組を希望。役所より母側のフォローの申出があったが、誰にも知られたくないという本人の希望から、慈恵病院にて今後のフォローを行った。
- ◆相談事例O：ゆりかごに預けるつもりで熊本へ来て、ホテルの部屋で破水するも分娩が進まずタクシーにて慈恵病院へ来院、緊急出産となる。子どもの父は結婚の意志がなく中絶を勧めたが、母は産後の父の気持ちの変化に期待して妊娠を継続していた。
- ◆相談事例P：結婚予定で妊娠を継続していたが、婚約解消となり、両家の話し合いで特別養子縁組を希望。母は未成年者であり、妊娠判明後は学校を中退していた。出産後、母は泣いて子どもを愛おしんでいる様子であるが、母の両親の支援も得られず育てられない。父へも再度結婚の意志を確認するも拒否。慈恵病院はもう一度話し合うよう促すが、後日、特別養子縁組を希望して子どもを託した。

(3) 相談事例での特別養子縁組の状況（【表 3-2】参照）

慈恵病院には、特別養子縁組で養親となることを希望する相談も寄せられており、相談件数は平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度の合計で 443 件となる。またこれらのうち 91 件については、養子縁組あっせん事業<sup>(注1)</sup>を行う者を介して特別養子縁組の手続きを行っている。

(注1) 養子縁組あっせん事業とは、18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介その他養子縁組（特別養子縁組を含む。）の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為をいう。（平成26年5月1日雇児発0501第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

【表 3-2】

(単位:件)

|                |          | 第2期  |      | 第3期  |      |      |     |
|----------------|----------|------|------|------|------|------|-----|
|                |          | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 合計  |
| 養子縁組相談件数       |          | 151  | 172  | 178  | 147  | 118  | 443 |
| 特別養子縁組<br>事例件数 | 慈恵病院での出産 | 20   | 23   | 14   | 23   | 24   | 61  |
|                | 他院での出産   | 7    | 7    | 7    | 10   | 13   | 30  |
|                | 計        | 27   | 30   | 21   | 33   | 37   | 91  |

(4) 慈恵病院における相談及び事例の特徴

慈恵病院における相談事例の平成 23 年度から平成 25 年度の 3 か年度の特徴は次のとおりである。

- ア 県内地域からの相談が 17.5%、熊本県外からの相談が 67.5%あり、広域の相談も依然多い。
- イ 相談時間帯では、17 時～24 時は 33.1%、0 時～9 時は 15.6%であり、熊本市と比べて夜間の相談の割合が高い。
- ウ 相談内容では妊娠・避妊に関する相談が 37.6%と最も多く、次いで思いがけない妊娠が全体の 4 分の 1 以上（27.0%）を占めている。
- エ 平成 23 年度から平成 25 年度で 91 件が特別養子縁組に繋がっている。平成 19 年度から平成 22 年度とあわせ、7 年間での合計は 204 件となっている。
- オ 緊急対応・緊急面談の事例の中には、ゆりかごの事例と同じく妊娠出産に関わるひっ迫した事例が見られた。

## 2 熊本県・熊本市での相談対応の状況

熊本県では、ゆりかご開設に併せて、中央児童相談所に出産・養育に関する相談専用の電話回線を設けるとともに、県女性相談センター「妊娠とこころの相談<sup>(注2)</sup>」を含め、匿名での出産・養育に関する相談への対応を図った。

熊本市においても、ゆりかごの開設と同時期に、24 時間の電話相談「妊娠に関する悩み

相談電話<sup>（注3）</sup>（各区福祉課）」を開設し、保健師など専門職が相談に当たっている。その他、各区保健子ども課や熊本市児童相談所等においても妊娠・出産に関する相談に対応している。

このように、熊本県、熊本市ともに電話相談及び来所相談による相談体制を図り、対応にあたっている。

なお、以下の件数等については、熊本県の電話相談「妊娠ところの相談」および熊本市の「妊娠に関する悩み電話相談」に寄せられた相談件数を計上している。

（注2）電話相談対応時間（電話相談：月曜～土曜 9：00～20：00）

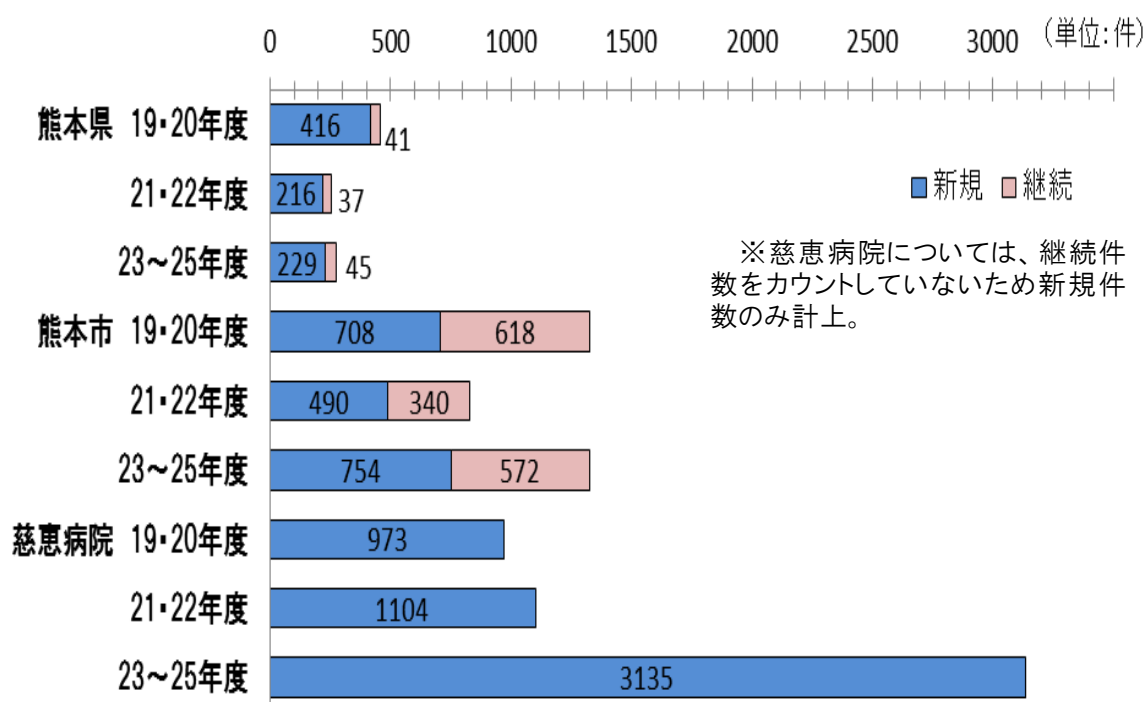
（注3）妊娠に関する悩み相談（電話相談：24時間／来所相談：月曜～金曜 8：30～17：15）

#### （1）相談対応の実績

##### ア 相談件数の推移（【図3-6】参照）

平成23から25年度の相談件数は、合計で熊本県274件、熊本市1,326件となっている。

【図3-6】

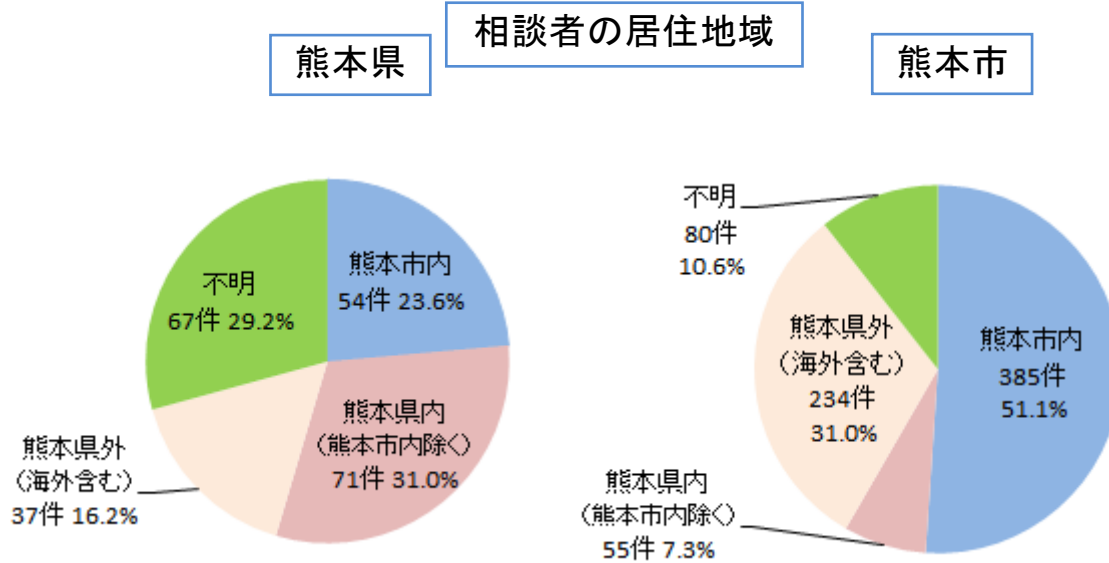


##### イ 相談者の居住地域（【図3-7】参照）：新規項目

熊本県では、熊本市内を除く熊本県内からの相談が71件（31.0%）と最も多く、次いで熊本市内から54件（23.6%）、熊本県外から37件（16.2%）となっている。

熊本市では、熊本市内からの相談が385件（51.1%）と最も多く、次いで熊本県外から234件（31.0%）熊本市内を除く熊本県内から55件（7.3%）となっている。

【図 3-7】



#### ウ 相談方法、相談時間帯

##### ① 相談方法 (【表 3-3】 参照)

方法別の相談件数は、熊本県では電話対応のみで 274 件 (100.0%)、熊本市では電話での相談が 995 件 (75.0%)、来所での相談が 325 件 (24.5%) となっている。

【表 3-3】

(単位: 件、%)

|      |     |     | 23年度 |       | 24年度 |       | 25年度 |       | 合計   |       |
|------|-----|-----|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
|      |     |     | 件数   | 構成割合  | 件数   | 構成割合  | 件数   | 構成割合  | 件数   | 構成割合  |
| 相談方法 | 熊本県 | 来所  | —    | —     | —    | —     | —    | —     | —    | —     |
|      |     | 電話  | 126  | 100.0 | 85   | 100.0 | 63   | 100.0 | 274  | 100.0 |
|      |     | その他 | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   |
|      |     | 計   | 126  | 100.0 | 85   | 100.0 | 63   | 100.0 | 274  | 100.0 |
|      | 熊本市 | 来所  | 111  | 25.3  | 118  | 23.8  | 96   | 24.5  | 325  | 24.5  |
|      |     | 電話  | 327  | 74.7  | 375  | 75.6  | 293  | 74.7  | 995  | 75.0  |
|      |     | その他 | 0    | 0.0   | 3    | 0.6   | 3    | 0.8   | 6    | 0.5   |
|      |     | 計   | 438  | 100.0 | 496  | 100.0 | 392  | 100.0 | 1326 | 100.0 |

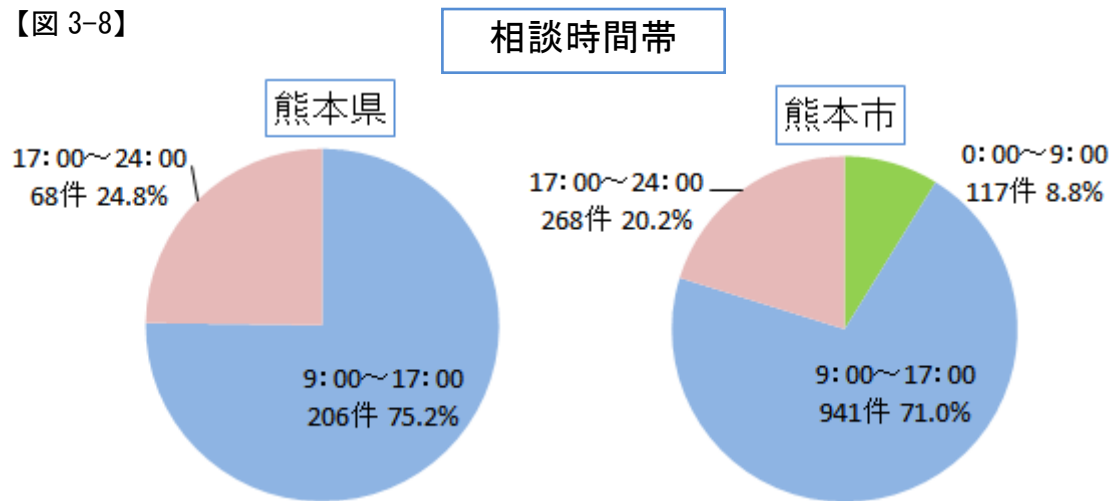
##### ② 相談時間帯 (【図 3-8】 参照)

時間帯別の相談件数は、熊本県では、開始時間の 9 時から 17 時までが 206 件 (75.2%)、17 時から 24 時まで (20 時終了) が 68 件 (24.8%) となっている。熊本市では、0 時から 9 時までが 117 件 (8.8%)、9 時から 17 時までが 941 件 (71.0%)、17 時から 24

時までが 268 件（20.2%）となっている。

このように県、市とも昼間（9時から17時まで）の時間帯が7割を占めている。

【図 3-8】



## エ 相談者の状況

### ① 相談してきた者

熊本県では本人が 220 件（80.3%）と最も多く、次いで家族・知人が 32 件（11.7%）等となっている。

熊本市においても、本人が 867 件（65.4%）と最も多く、次いで夫・パートナー 144 件（10.9%）、家族・知人 105 件（7.9%）等となっている。

### ② 相談者の年齢

熊本県では、15 歳未満が 3 件（1.3%）、15～18 歳未満が 22 件（9.6%）、18～20 歳未満が 14 件（6.1%）、20 歳代が 62 件（27.1%）、30 歳代が 55 件（24.0%）、40 歳代が 18 件（7.9%）、50 歳以上が 3 件（1.3%）等となっている。

熊本市では、15 歳未満が 7 件（0.9%）、15～18 歳未満が 80 件（10.6%）、18～20 歳未満が 48 件（6.4%）、20 歳代が 306 件（40.6%）、30 歳代が 187 件（24.8%）、40 歳代が 60 件（8.0%）、50 歳以上が 15 件（2.0%）等となっている。

### ③ 未婚・既婚の別（婚姻の有無）

熊本県では、未婚が 84 件（36.7%）、既婚（婚姻中）が 106 件（46.3%）、離婚が 9 件（3.9%）。熊本市では、未婚が 440 件（58.4%）、既婚（婚姻中）が 236 件（31.3%）、離婚が 27 件（3.6%）等となっている。

## オ 相談内容及び対応状況

### ① 相談内容（【表 3-4】【図 3-9】参照）

熊本県では妊娠・避妊に関する相談が 112 件（40.9%）と最も多く、次いで思いがけない妊娠についての相談が 73 件（26.6%）、中絶についての相談が 18 件（6.6%）、妊娠・出産前後の不安に関する相談が 18 件（6.6%）、出産・養育についての相談が 11 件（4.0%）などとなっている。

熊本市では、妊娠・避妊に関する相談が 389 件（29.3%）と最も多く、次いで思いがけない妊娠についての相談が 375 件（28.3%）、出産・養育についての相談が 214 件（16.1%）、中絶についての相談 122 件（9.2%）、妊娠・出産前後の不安に関する相談

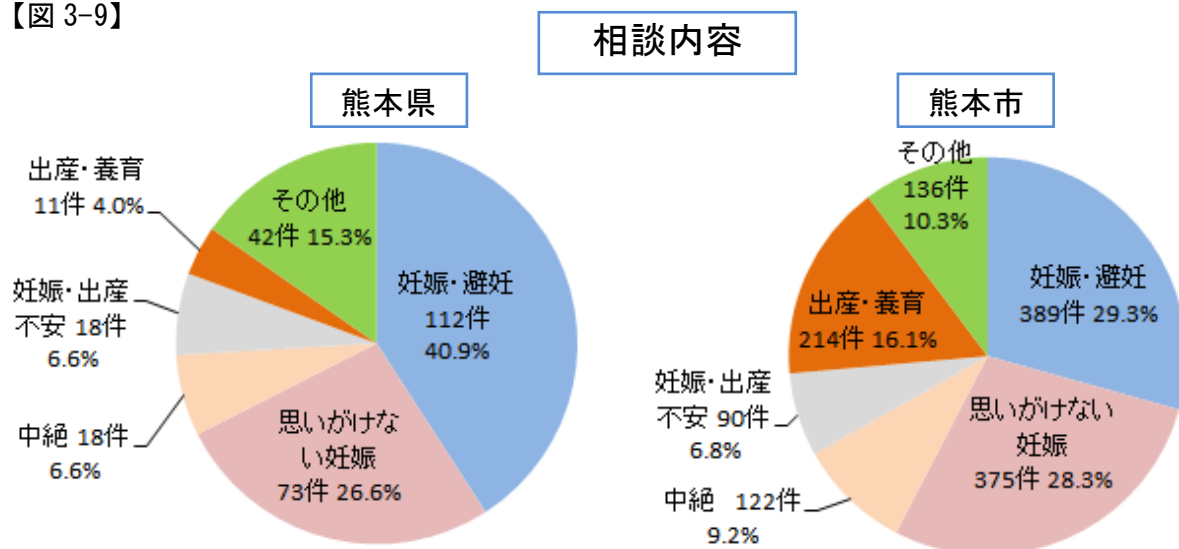
90 件（6.8%）などとなっている。

【表 3-4】

（単位：件、%）

|          |             |          | 23年度 |       | 24年度 |       | 25年度 |       | 合計   |       |
|----------|-------------|----------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
|          |             |          | 件数   | 構成割合  | 件数   | 構成割合  | 件数   | 構成割合  | 件数   | 構成割合  |
| 相談<br>内容 | 熊<br>本<br>県 | 妊娠・避妊    | 66   | 52.4  | 27   | 31.8  | 19   | 30.2  | 112  | 40.9  |
|          |             | 思いがけない妊娠 | 17   | 13.5  | 25   | 29.4  | 31   | 49.2  | 73   | 26.6  |
|          |             | 中絶       | 5    | 4.0   | 10   | 11.8  | 3    | 4.8   | 18   | 6.6   |
|          |             | 妊娠・出産不安  | 5    | 4.0   | 9    | 10.6  | 4    | 6.3   | 18   | 6.6   |
|          |             | 出産・養育    | 5    | 4.0   | 4    | 4.7   | 2    | 3.2   | 11   | 4.0   |
|          |             | その他      | 28   | 22.1  | 10   | 11.7  | 4    | 6.3   | 42   | 15.3  |
|          |             | 計        | 126  | 100.0 | 85   | 100.0 | 63   | 100.0 | 274  | 100.0 |
|          | 熊<br>本<br>市 | 妊娠・避妊    | 138  | 31.5  | 104  | 21.0  | 147  | 37.5  | 389  | 29.3  |
|          |             | 思いがけない妊娠 | 96   | 21.9  | 148  | 29.8  | 131  | 33.4  | 375  | 28.3  |
|          |             | 中絶       | 69   | 15.8  | 29   | 5.8   | 24   | 6.1   | 122  | 9.2   |
|          |             | 妊娠・出産不安  | 40   | 9.1   | 26   | 5.2   | 24   | 6.1   | 90   | 6.8   |
|          |             | 出産・養育    | 70   | 16.0  | 97   | 19.6  | 47   | 12.0  | 214  | 16.1  |
|          |             | その他      | 25   | 5.7   | 92   | 18.6  | 19   | 4.9   | 136  | 10.3  |
|          |             | 計        | 438  | 100.0 | 496  | 100.0 | 392  | 100.0 | 1326 | 100.0 |

【図 3-9】



## ② 対応状況

熊本県では、傾聴・助言が255件（93.1%）と最も多く、次いで情報提供が12件（4.4%）、他の相談機関紹介2件（0.7%）等となっている。

熊本市では、傾聴・助言が1,111件（83.8%）と最も多く、次いで情報提供が174件（13.1%）、他の相談機関紹介21件（1.6%）、来所案内17件（1.3%）、緊急対応2件（0.2%）等となっている。

## （2）行政への相談の特徴

熊本県・熊本市に対する相談についての平成23年度から平成25年度の特徴は次のと

おりである。

ア 県の相談へは、熊本市内を含めた熊本県内からが 54.6%、市の相談へは、熊本市内からが 51.1%あり、居住自治体の相談窓口を利用した人が半数いた。また、市の 24 時間電話相談には、熊本県外からの電話が 31.0%あった。

イ 相談時間帯では、9 時～17 時の時間帯が慈恵病院の同時間帯と比べて多く、県では 75.2%、市では 71.0%となっている。

ウ 相談者の年齢別では、20 歳未満からの相談は 3 機関とも同じ程度であったが、市では 20 歳代が 40.6%あり、3 機関の中で最も多い。

エ 相談内容別では、慈恵病院と同じく、県・市ともに妊娠・避妊に関する相談が最も多い。市の出産・養育に関する相談は 16.1%と 3 機関の中で最も多く、市で養育支援を直接行っていることによるものと思われる。

## 第4章 ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題

「県検証報告書」においては、ゆりかご事例と相談事例の分析を通じて多くの課題が示されているが、第3期においても、第1期、第2期で示された課題とほぼ同様の課題が認められた。当専門部会では、第1期、第2期の課題を踏まえ、さまざまな意見が出されたが、ここでは、第3期において認められた特徴的な課題や新たな課題を中心に整理した。

### 1 ゆりかごに預け入れる以前の課題

#### (1) 公的相談機関の対応のあり方について

第3期においても、預け入れる以前に公的相談機関が何らかの関わりを持っていた事例が見られた。

このような事例においては、相談者が求める内容に対し、公的相談機関の提供する支援方法や対応策が合致していなかったり、相談者自身が公的な相談窓口や支援制度に関する理解が不足していたりしたため、必要な相談に結びつかず、預け入れに至ったものと考えられる。

- 特定妊婦として出産前から市町村がフォローを行ったものの、速やかな解決に至らずに、ゆりかごに預け入れた事例

◆事例A：離婚した母親が、内縁関係の父親との間の第3子を預け入れ。特定妊婦として市町村がフォローしていた。精神的にも不安定であり、出産後も面接や訪問等支援を重ねていた。

- 同じ母親による2度目のきょうだい預け入れ事例

◆事例B：離婚後、パートナーにも家族にも相談せず、第6子を自宅出産。同居の家族は出産に気付いていない。子どもを殺そうと思いい口を塞いだが苦しうなので止め、殺すよりましだと思い、預け入れを決めた。後日、以前にゆりかごに第5子を預け入れていたことが判明。第5子の存在についても、家族には知らせていない。

これらは、特定妊婦として支援を行っていた事例と、以前にもゆりかごへ預け入れたことのある事例であり、公的相談機関による適切な支援ができていたのか疑問が残るものである。このような事例を防ぐためには、妊娠から育児までの切れ目のない相談支援体制の充実が重要であり、本人が置かれた状況を総合的に把握し、具体的な問題解決に繋がるような相談対応が望まれる。また、妊娠・育児相談に対して緊急対応できる窓口の必要性も感じられる。

なお、きょうだいで預け入れられた事例はこれまでに3件あった。

## （２）妊娠・出産期からの支援体制について

妊娠期から出産に至る時期は、その後の親子関係、ひいては子どもの人格形成のスタートの重要な時期であるが、ゆりかご事例、病院相談事例においては、この時期の母親は多くの問題を抱えているという特徴がある。特に未成年、産後うつが疑われる場合等リスクの高い（ハイリスク）妊婦等への支援、生活苦、思いがけない妊娠、望まない出産、障がい児を妊娠・出産した親等への支援に関する課題が見られる。このため、それぞれの抱える問題に応じた細やかな対応と支援体制の充実が求められる。

◆事例Ｃ：夫以外の子を妊娠し、中絶も考えたが中絶するお金がなかった。別居中の夫には妊娠を知らせず、誰にも相談できず自宅出産した。経済的にも困窮しており育てられない。

◆事例Ｄ：障がいがあるため養育に悩んだ夫婦からの預け入れ。生後１か月の市町村の家庭訪問後、所在が分からなくなった。所轄児童相談所からの問い合わせにより身元判明。

## （３）妊娠・出産に対する意識・理解について

自分が望んでない妊娠・出産に対して、特に若年者の事例の場合、「思いがけない出来事」として対処しようとする傾向が見られる。心の準備も無く、自分の命を継承する者が生まれてくることに喜びを持たないまま出産に至った事例が少なくない。こうした背景には、若い世代の妊娠・出産に対する基本的な知識が不足しているという実態がある。

このため、家庭や学校をはじめ、さまざまな機会を捉えて、若年層から命を大切にす教育や性教育をさらに充実していくとともに、あわせて、妊娠・出産・育児に関する福祉制度や公的相談窓口の周知を積極的に進めることが必要である。

◆事例Ｅ：未婚での妊娠。自宅出産。パートナーには避妊をお願いしたが、してくれなかった。誰も相談できなかった。将来は自分で育てたいので、自立するまで預かってほしい。

## （４）子どもの父親の当事者としての自覚について：新規項目

父親が、母親と内縁関係や恋人の関係の場合、妊娠が判明すると行方不明になったり、出産しても認知しなかったり、ゆりかごへの預け入れを勧めたり、また、父親に妻子がある場合では、父親が妊娠を知らなかったり、妊娠したことを知っていても何ら支援を行わない等父親の側が妊娠・出産に対して当事者としての自覚を持ちえていない例も少なくない。

父親自身が、妊娠・出産・育児の問題は自らの問題でもあることを自覚することが必要であり、そのことについて社会に強く訴えていくとともに、そのための教育や啓発に力を入れていくことが重要である。

◆事例F：離婚した元夫との間の子どもで3人目。元夫には中絶してくれと言われたが、中絶できなかった。他には相談していない。自宅出産。元夫がゆりかごへの預け入れを強く勧めた。できることなら自分で育てたいが、経済的に厳しい。

(5) ゆりかごに預け入れられるまでの危険性について

ゆりかごに預け入れられた以降の子どもの安全確保については、病院において設備面及び受け入れ態勢の両面において十分な体制がとられており、開設当初から現在に至るまで、子どもの安全にかかわる問題は発生していない。

しかしながら、ゆりかご設置当初から、ゆりかごに預け入れられるまでの過程において、母子の身体的な安全が懸念されるという問題が指摘されていたが、第3期においても、産後間もない母親と子どもが、ゆりかごを目指して長距離を移動してくるという事例が複数見られた。特に、出産直後を含め浅い日数で長距離を移動することについては、母子ともに生命が危険にさらされる可能性が高い。

また、ゆりかごに預け入れることを前提として、自宅出産し、自分で出産後の処置を行った事例等、長距離移動と同様、生命の危険性を伴う事例も複数見られた。

さらに、こうした自宅出産等の影響もあると推測されるが、第3期において低出生体重児等により治療を要する子どもの預け入れの割合が増加している。

このため、ゆりかご運用にかかる問題として、これらの危険性について十分な注意喚起を行う必要がある。

◆事例G：結婚予定だった父親に実子かどうか疑われたため別れた母親は、出産後子どもを連れて行方不明となり、捜索願を出されていた。この間に、ゆりかごへ預け入れ。警察からの連絡で、身元判明。友人からゆりかごの話聞き、自分で育てるのは、無理だと思い家族には相談せず、飛行機に乗り預け入れに来た。

## 2 ゆりかごの運用面と対応における課題

### (1) 慈恵病院での対応

本報告では、当専門部会でこれまで3か月に1度行われてきた運用状況の議論も踏まえ、ゆりかごの運用に対する慈恵病院の対応について検討を行った。

#### ア 施設の運用、初期対応について

平成23年1月23日から産科・小児科棟の新設に伴い、ゆりかごの施設も新病棟に移動した。その後、相談者が預け入れ前にインターホンを押したところ、鳴動するブザーに病院職員が気づかず、応答がなかったことから預け入れに至った事例が発生した。これに対しては、直ちに設備面での改善が図られているが、定められた手順によりの確な対応の徹底が求められる。

#### イ 幼児の預け入れ事例について

ゆりかごは新生児を想定して運用されているが、これまでに幼児が6件(第1期2件、第2期4件)預け入れられている。預けられた時点での最高年齢となるのは、推

定年齢が3歳の事例であり、この場合、自分がゆりかごに預けられたことを記憶している。その後の愛着形成上も問題があり、このような事例を回避するために、ゆりかごは新生児を預ける施設で、幼児を預ける施設ではないことの周知を徹底すべきである。

#### ウ 預け入れた者との面接、身元判明について

これまでゆりかごに預け入れられた事例の約半数については、ゆりかごの預け入れの際にその場での預け入れに来た者との面接に繋がり、身元が判明している。

一方、身元が判明しなかった事例は、第1期で11件(22.6%)、第2期で4件(13.3%)、第3期で8件(40.0%)の割合で推移している。

病院は当初匿名での預け入れを前面に出していたが、その後、ホームページやゆりかごの扉の表示を変更したことにより、預け入れることなく相談に結びついた事例もある。その一方で、預け入れ時に病院職員が駆けつけたにもかかわらず、相談に繋がらず身元の判明ができていない事例がある。特に第3期については、接触できない事例が多くあった。身元が分からないということは、預け入れられた子どもの出自をはじめとした、その後の養育に必要な情報が全くないということである。

このため、病院は、できるだけ子どもの出自を把握する必要性を預け入れた者に理解してもらうための努力を行うとともに、これまで以上に預け入れに来た者との接触に努め、接触が困難な場合でも、何かひとつでも手がかりを残してもらうための方策等の検討が必要である。

#### エ ドラマの放送による慈恵病院への相談件数の増加について：新規項目

平成25年11月に慈恵病院を舞台にしたドラマの放送があり、その放送を機に慈恵病院への妊娠等に関する悩み相談が大幅に増加しており、相談者の居住地が判明している相談事例のうち83.6%は、熊本県外からの相談である。国内唯一のゆりかごが設置されている本市として、全国的に妊娠に関する悩み相談について体制を整えるよう国や他自治体へ働き掛けると共に、身近な居住地の相談窓口を周知する必要がある。

#### オ 特異な預け入れ事例について：新規項目

ゆりかごの預け入れのシステムは、ゆりかごの扉を開け、保護者への手紙を取り、子どもを奥のベッドに寝かせることを前提としていたが、第3期では、ゆりかごの扉の外、扉と衝立の間(20cm)に子どもを置く事例があった。この事例では、アラーム及びインターホンが鳴り、病院のスタッフが直ぐに駆けつけ保護したため、子どもの安全に問題はなかったが、仮にインターホンを押さないままに立ち去った場合や、子どもが床に落下した場合等を考えるとゆりかごが抱える新たな危険性が改めて露見した。

どうしてこのような事例が起こったかは不明であるが、衝立が扉の十分な開きを塞いでいたため中に入れることができなかったか、気が動転していたのか、或いはゆりかごの扉等の説明文等が理解できず、預け入れの方法が分からなかった等の可能性が挙げられる。このため、今後このような事例が発生しないように、ハード的な改修を含め、預け入れ方法に関する説明文の表記及び図表記等を慈恵病院と検討している。

なお、この預け入れについては、ゆりかごの預け入れ事例として取り扱っているが、今後起こり得る特異な預け入れについては、子どもの安全を第一に考え、慈恵病院に安

全管理への更なる対応を求めつつ、その都度判断していく。

#### カ 障がいのある子どもの預け入れ事例について：新規項目

第１期から第３期の７年間に預け入れられた全 101 件の事例中、11 件の障がいのある子どもの預け入れがあっている。子どもに障がいがあることが預け入れの理由かどうかは明らかとはなっていないが、決して少ないとは言えない状況であり、ゆりかごの新たな課題となる懸念がある。

また、第１期、第２期に預け入れられた子どもについて、預け入れられた当時は確認できなかったが、養育の過程で新たに障がいが確認された事例がある。但し、保護者が預け入れ時に、この障がいを認識して預け入れに至ったのかは不明である。

### (２) 児童相談所及び関係機関の対応

#### ア 保護者を探す努力について

預け入れに際し、預け入れに来た者との相談につながらなかった場合には、遺留品や残された手紙等の情報を手がかりとして児童相談所が身元判明のための社会調査を行っている。第３期については、第１期、第２期に比べ預け入れ時に接触できず、情報が全くなく手がかりがつかめない事例が多数見られた。

なお、遺留品等については、目録を作成のうえ、子どもとともに乳児院等施設の措置先に預けられ保管される。また、現金については、子ども名義の通帳に預金される。

#### イ 就籍手続きについて

第１期では、子どもの身元が不明のため熊本市が就籍手続きを行った後に、親が出生届を提出していたことが判明し、二重戸籍となった事例があった。このため、親による戸籍の訂正手続きを要した。第２期、第３期においては、早い段階で命名を行うものの、就籍までには十分な調査期間を経たうえで行っており、二重戸籍の問題は発生していない。しかし、身元不明の場合は、二重戸籍となる危険性は常に存在する。

### (３) 預け入れ状況等の公表について

預け入れ状況の公表にあたっては、子どもの人権を守ることを第一とすべきであり、公表内容には十分な配慮が必要である。一方ではゆりかごへの預け入れの問題点（危険性）について広く理解を促し、安易にゆりかごへ預け入れがされないような報道が必要であり、今後とも公表のあり方について慎重に判断していく必要がある。

なお、ゆりかごの呼称については、マスメディアの中には「赤ちゃんポスト」の表現を用いているところがあるが、実際に子どもを養育している関係者から子どもを物のように扱う印象を与える呼称に対する懸念が出されており、継続して表現の見直しを求めている。

## ３ 預け入れられた子どものその後の援助に関する課題

### (１) 児童相談所での保護・援助について

全国各地からゆりかごへの預け入れがある。このため、熊本市児童相談所は、平成 22 年度の全国児童相談所長会議において、預け入れられた子どもの社会調査とケース移管

後の子どもの状況についての調査への協力を依頼しており、全国の児童相談所の理解と協力により子どもの状況について、一定の現況把握ができています。

引き続き、熊本市児童相談所は、全国の児童相談所の協力を得ながら、子どもの状況を把握していく必要がある。

## （２）子どもの健全な成長の確保について

ゆりかご設置当初から課題として挙げられていたが、身元が判明しない場合、措置された施設や里親において、子どもを養育していくうえで、必要な情報が得られないため、様々な支障や困難が出てくることが懸念される。

将来にわたって子どもの健全な成長を確保する上で、身元の判明は重要な課題である。

また、すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきである。既に、国の施策においても児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護が進められているが、できるだけ家庭的な環境において子どもが養育されるよう施設、里親、グループホームにおける社会的養護の充実を更に推進していく必要がある。

## （３）家庭引き取りにおける措置解除の判断について

ゆりかご事例は、保護者等が養育することができず、最終的には、公的機関を利用することなく預け入れに至ったものである。預け入れ後に児童相談所が関わることになるが、その取り扱いは、あくまでも虐待事例となる。したがって、措置中の援助においても、措置解除の判断においても、虐待事例としての対応が求められる。

そのため家庭引き取りによる措置解除については、家庭での養育が可能かどうか極めて慎重な判断が必要である。

## （４）里親制度と養子縁組制度をめぐる課題について

### ア 里親制度について

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養護されることは、子どもの人格形成上、大変重要である。

里親制度について、県検証報告書においても里親制度の周知・広報を含めた制度の充実を図る必要が挙げられていたが、その後国においても家庭的な養護への政策転換が示され、里親制度の充実に向けた取り組みが推進されている。今後とも里親登録数を増やすための制度の周知・広報や、児童相談所をはじめとする行政機関等による里親支援の強化等をさらに進める必要がある。

### イ 特別養子縁組について

特別養子縁組に関しては、これまでの検証報告において、

- ・親が判明しない事例で特別養子縁組が認容されるのか、判断が難しい
- ・養子縁組あっせんの実態が見えない状況がある
- ・特別養子縁組に至った場合、その後の公的なフォローができにくい

など、多くの課題が示されていた。

また、親が判明しない事例における特別養子縁組については、第１期において成立した事例は無かったが、第２期においては２件、第３期では６件成立しているものの、身元不明であるがゆえに縁組成立までに時間がかかっている。

#### ウ 預け入れ後相当の期間が経過してからの実親の判明について：新規項目

特別養子縁組成立後、また、特別養子縁組前提の里親委託中に実親が判明し、実親が子どもの引取りを希望する事例があった。身元不明の子どもの特別養子縁組については、このような問題が起こり得ることを念頭に置き進める必要がある。

#### エ 養子縁組あっせん事業について：新規項目

平成２６年４月１日現在、社会福祉法第２条に規定する第２種社会福祉事業として届出を行っている養子縁組あっせん事業者は、慈恵病院の仲介業者を含め、全国で１８事業者ある。なお、この中には１４道府県の計２０の産婦人科の病院や診療所が連携し、生みの親が育てられない子どもと、子育てを望む人を結ぶ特別養子縁組をあっせんするグループ「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」の４医療施設も含まれている。

厚生労働省は、養子縁組あっせんに関する本格的な調査、研究に乗り出し、望まない妊娠等で生まれた子どもを引き取る養父母の選定方法や、子どもを手放す親、子ども本人への支援といった課題を幅広く検討することとしている。また、自治体や民間団体ごとに手法が異なるあっせん事業に一定のモデルを提示し、今後の法整備や指針策定に生かすとしている。

このような民間及び国の養子縁組あっせん事業に関する積極的な動きがある中で、特別養子縁組後の子どもの思春期の時期に起こるであろうさまざまな問題への対応や縁組の告知等に対する支援の必要性やその方法について、国や関係機関においてこれまで十分な検討や議論がなされたとは言い難く、引き続き課題として残っている。

### ４ 措置解除後の子ども及び里親等に対する援助について

家庭引取りや特別養子縁組成立後は、措置が解除され原則として、児童相談所との繋がりには消える。しかし、実親及び里親が行う養育において、成長に伴うさまざまな悩みを相談し、支援する機関として、児童相談所や里親会が必要とされているように、家庭引取りや特別養子縁組が成立した場合においても、子どもの成長に応じた適切な支援のあり方について検討する必要がある。また、実親及び里親に対する精神的なケアについても同様である。

### ５ 出自が不明であることの課題について：新規項目

#### （１）子どもについて：新規項目

##### ア 子どもの出自を知る権利について：新規項目

子どもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であり、その権利は保障されなければならない。出自を知る権利は、人格を形成していく上での基礎となる権利であり、幸福の追求権として憲法上保障されるべき基本的人権である。また、我が国が批准している「子どもの権利条約」においても、子どもの出自を知る権利は、できる限り保障しなければならないと規定されているところである。しかしながら、匿名性

に重きを置いたゆりかごの運用は、こうした子どもの権利を損なうことにも繋がりがねない。

イ 子どもの成長等について：新規項目

- ① ゆりかご設置当初から課題として挙げられていたが、子どもの身元が判明していない場合、子どもを養育していくうえで、その子ども特有の身心の状況について必要な情報を得られないこともあり、様々な支障や困難が出てくることが懸念される。
  - ・ ゆりかごへ預け入れられた子どもは、身元が不明ということで、家族及び親族の遺伝性疾患のリスクを知ることができないため、予防、早期発見、早期治療といった対策をとることができない。
  - ・ ゆりかごへ預け入れられた障がいや治療を要する子どもは、その症状等に関する情報がないことが多く、子どもの安全確保に関して、困難となることが予想される。
- ② 身元が判明していない子どもにとって、誰にでも起こる思春期の葛藤に加えて、自らの出自が分からないというさらに大きな精神的衝撃に直面することになり、精神的なケアを継続して行う必要がある。

(2) 父母について：新規項目

子どもの身元が判明していない場合、ゆりかごへ預け入れた理由が分からないため、同様の悩みを抱える実父母に対する様々な支援や援助を繋ぐことができないということになる。預け入れた理由が分かれば、行政の窓口や関係機関等における相談や支援について、どこに重点を置けばいいのか検討することが可能となる。このことにより、同じような悩みを抱える者が、子どもをゆりかごへ預け入れることなく育てることに繋がるかもしれない。

(3) 行政の手続きについて：新規項目

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養育されることは、子どもの人格形成上、大変重要なことであるが、出自が不明な場合、実父母が名乗り出る可能性があることから養育里親及び特別養子縁組里親への委託には慎重にならざるを得ない。

## 第5章 ゆりかごへの評価

この章においては、第1期から第3期の全101事例の検証の結果得られたゆりかごへの評価について記述する。

### 1 子どもの人権・子どもの福祉の観点からの評価

#### (1) 出自を知る権利の保障の面からの評価

子どもの権利を保障する観点から、子どもが実の親を知る権利、自らの出自を知る権利は保障されなければならない、子どもの身元が分からない事態は避けなければならない。

子どもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であり、その権利は保障されなければならない。

この理念に立って、ゆりかごに預けられた子どもの人権を考えると、単に保護の対象としてさまざまな福祉を考えるにとどまらず、子どもとの意思疎通や意見交換の中から、それぞれの子に相応しい「最善の利益」を探求し、それを実現させていくための対応が求められる。

この観点は、ゆりかごの運用全過程において十分に尊重されなければならないが、特に現時点で問題となるのは、預け入れに来た者と接触できる可能性があるにも関わらず子どもの出自が不明となる事例が増加傾向にあることである。

今後、子どもが自分の実の親を知ろうと思ったとき、それがどのような結果になろうとも、その子の求めに応じることができるよう、ゆりかごに関わる関係者は、子どもの出自を知る権利を守るために、でき得る限りの努力を行っていかなければならない。

身元が分からないまま預けられた子どもにとって、たとえ養育の環境が十分に整えられ、実親に育てられた場合よりもその子にとって幸福であったとされる場合でも、それをもって、自らの出自を知る権利が阻害されていることへの代償とはならない。

また、昨今の医学の進歩により、家族及び親族の遺伝情報は、その家族及び親族の生命、健康の確保において重要な意味を持ち始めているが、ゆりかごへ預け入れられた子どもは、出自が不明ということで、家族及び親族の遺伝性疾患のリスクを知ることができないため、予防、早期発見、早期治療といった対策をとることができず、今後、遺伝医学の進歩とともに大きな問題となることが考えられる。

7年のゆりかごの運用を経て、これまで関係機関の努力により、多くの事例で身元が判明しているが、その一方で、現時点までに身元が判明しない子どもも一定数存在する。

身元不明の事例が皆無となるよう引き続き努力を続けていくとともに、今後預け入れがあった場合、身元の判明に繋げる手法を慈恵病院や関係機関とも十分に協議し、自らの出自を知るという子どもの権利の保障を目指していかなければならない。

なお、預け入れに来た者を匿名にすることと、子どもの出自を明らかにすることは矛盾しないと考えべきである。預け入れに来た者の実名を運用上関わった者が知り得たとしても、それをいかなる機関・個人にも公表しないことで匿名性は維持されるからである。現時

点までに身元が判明しない子どもが存在することに留意して、今後は制度上もでき得る限り子どもの出自に関する情報を確保できるような方法を工夫すべきである。

## (2) 生命の保障、生命・身体 の安全の確保の面からの評価

自宅での出産や生後間もない子どもの遠距離の預け入れが続いており、預け入れまでの過程において母親及び子どもの生命にかかわる事故がいつ起こっても不思議ではない事例が数多く見られる。また、障がいや治療を要する子どもの預け入れや、子どもをゆりかごの扉の外に置いた事例も新たに発生している。こうした事例を総合的に考慮すれば、単にゆりかごの設備上の安全性のみをもって、子どもの生命・身体 の安全性が確保されていると評価することは難しい。

第1期及び第2期の検証でも触れられているように、ゆりかごに預け入れられたことによって直接的に子どもの生命が救われたということは明言できないが、結果的に生命の危険が回避できるという観点からは、「養育をつなぐ」という点において一定の意義が認められる。

しかしながら、第3期においても預け入れまでの過程で生後間もない子どもを遠くから長時間かけて、飛行機・電車・自動車等を使い連れてくる行為や、ゆりかごへの預け入れを前提とした自宅出産や車中出産等の事例が依然として続くとともに、低体重等の理由により預け入れ後の治療を要する事例も増加傾向にある。このように子どものみならず母親の生命にかかわる事故がいつ起こっても不思議ではない事例が複数あったことを考慮すれば、単にゆりかごの「設備上」の安全性が確保されていることをもって、安全性が確保されていると評価することは難しい。

また、ゆりかごへ預け入れられた障がいや治療を要する子どもは、その症状等に関する情報がないことが多く、子どもの安全確保に関して、困難となることが予想される。必要とされる薬物、医療行為、食事療法等の情報がない場合、疾病・症状等によっては、重篤な状況に陥ることも考えられ、子どもの生命の安全に関わる重大な問題を含んでおり、容認できるものではない。

ゆりかごは、「預け入れ時」の安全性が確保されていることをもって、刑法上は危険性がないものとして違法性を問わないとされてきたが、その症状等に関する情報がない障がいや治療を要する子どもの預け入れや、子どもをゆりかごの扉の外に置いた事例を考慮した場合、「預け入れ時」の安全性・違法性についても再考する必要が生じている。

## (3) 「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価

第3期においては、預け入れに来た者との接触ができていない事例が多く、預け入れ時の保護者の心身及び生活の状態については不明なものが多かったことから、第1期、第2期に見られた預け入れることへの不安や葛藤が見られない等のいわゆる「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価は十分に行うことができなかった。

ゆりかごの設置当初から、妊娠を誰にも打ち明けられない閉塞感、孤独感の中で子どもの命を救うために止む無くゆりかごに預け入れるといった切羽詰った預け入れがある一方で、実名での相談を忌避し、匿名で預け入れることで、自分のみの幸せを優先する、いわゆる「安易な預け入れ」が見られた。

今回の検証においては、未成年の実母のみの将来を守るために祖父母とともに子どもを預け入れに来た事例のような切羽詰った必然性が感じられない事例があったものの、預け入れの 40.0%が身元不明と高い割合であったことから、預け入れの理由についての評価はできていない。

なお、第3期までに預け入れられた子どものうち、預け入れられた時点で障がいが確認された事例は、11件である。生まれてきた子どもに障がいがあるということは、その親にとって簡単に受容できるものではなく、否定と肯定を繰り返しながら、時間をかけて受容へと向かうことが一般的であり、その過程において、ゆりかごの存在は、親の一時的な迷いを助長し、ゆりかごへの預け入れへ誘導する可能性が考えられる。

#### (4) ゆりかごの匿名性の観点からの評価

ゆりかごの匿名性は、母子にとっての緊急避難として機能し、さまざまな援助に結びつける入口となり得る。しかしながら、子どもの人権及び子どもの養育環境を整える面から最後まで匿名を貫くことは容認できない。

今回の検証においても、預け入れに来た者との接触により面談に繋がった事例はあるが、相談に繋がったものの匿名を盾に身元について明かさなかった事例が複数あった。

匿名性が預け入れへの敷居を低くしている側面はあるにしても、その後の子どもの養育環境を整える上で実名化は必要であり、預け入れにあたり実名化を前提とした上で預け入れに来た者の秘密を守るといった手法についても引き続き検討していく必要がある。

## 2 公的機関の対応の面からの評価

ゆりかごに預け入れられた子どもの処遇については、子どもにとっての最善の利益を優先するという観点から、公的機関によって乳児院等施設、里親、特別養子縁組等、家庭引き取りといったそれぞれの事情に応じた養育先が選定される等の努力が払われている。

また、一民間病院に妊娠に関する相談が全国から多数寄せられている状況を考慮すれば、公的機関による相談・支援体制を充実させる必要がある。

預け入れられた子どもは遺棄されたものと判断され、親と分離され、まずは心身の安全が保たれる環境が確保されることになるが、その後には、子どもの最善の利益が図られるよう、施設での養育、里親への委託等の制度を利用しつつ、あわせて実親への援助を行うことになるが、実親との親子関係の再構築を目指してできる限りの努力が払われなければならない。

身元が判明した事例では、乳児院で養育されているものが 29.3%、里親のもとで養育さ

れているものが 14.6%、家庭に引取られたものが 20.7%程度となっている。また、特別養子縁組が成立した事例が 29.3%である。身元の判明に至らなかった事例においても、乳児院等施設で養育、里親のもとで養育、特別養子縁組とそれぞれの事情に沿った養育先が選定されている。

このようにゆりかごは民間病院の取り組みではあるが、預け入れられた後の対応は病院の手を離れ、児童福祉法等に基づき、公的機関が関与した上で、子どもにとっての最善の方策が図られるよう努力されている。

地方の一民間病院である慈恵病院へ全国から妊娠に関する悩み相談が多数寄せられており、その件数は年々増加傾向が続いている。また、ゆりかごへの預け入れがないことが望ましいことであり、預け入れた理由を分析し対策を講ずることで、思いがけない妊娠、出産に悩む者への公的機関による支援・相談体制を充実させ、子どもをゆりかごに預け入れることのない社会を実現する必要がある。

### 3 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」としての評価

当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされている。

ゆりかごの特徴は、慈恵病院が実施している相談業務と一体的に運用されている点であり、「県検証報告書」からその点が評価されている。

ゆりかご設置にあたって、熊本市は医療法上の許可の際、留意事項の一つとして「相談機能の強化」の遵守を条件として付している。このため、当専門部会では、慈恵病院がゆりかごに預け入れに来た者と面接できた場合における面接・相談の内容や経過の検証のほか、慈恵病院における電話相談の内容、特に緊急対応・緊急面談の内容と経過についても検証を行ってきた。

平成 25 年 11 月に慈恵病院を舞台としたドラマが放送され、ゆりかごの存在が改めて周知された。この放送を機に慈恵病院への妊娠に関する相談件数が大幅に増加し、ゆりかごへの預け入れ件数が増える懸念もあったが、結果として本検証の時点では預け入れ件数が増えることなく、相談件数の増加のみに繋がっている。

今回の検証内容からも、当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされていることが確認できる。その点は積極的に評価することができる。

## 第6章 今後の対応策 —各機関への要望—

依然として全国から子どもの預け入れが続いている現状からは、単に「このとりのゆりかご」が抱える課題だけでなく、子どもの養護に関するさまざまな問題も見えてくる。これらの課題に対する取り組みとして、以下のとおり各機関への要望をまとめた。

### 1 慈恵病院に対する要望

- ・ ゆりかごの運営と一体となっている相談業務についてさらに充実していただきたい。
- ・ 病院は、預け入れに来た者と積極的な接触は行わないと公言しているが、当専門部会の要望を真摯に受け止め、匿名にしたいという預け入れに来た者の気持ちに寄り添いつつも積極的な接触に努め、可能な限り相談に繋ぎ、子どもの権利を守るため身元判明に繋がるためのあらゆる努力を行っていただきたい。
- ・ 母子の安全確保のため、自宅出産の危険性や出産直後の長距離での移動の危険性の周知にさらに努めていただきたい。
- ・ 預け入れに来た者または相談者の悩み、事情を聞き取り、当人はもとより、同様の悩みを抱える者に対する行政への支援へ活かせるようにしてほしい。
- ・ ゆりかごの運用に当たり熊本市とも十分に連携を取られたい。

### 2 熊本市に対する要望

- ・ 身元不明の子どもの出自を知る権利を保障するため、身元判明のために引き続き調査を徹底していただきたい。
- ・ 慈恵病院に対し、子どもの身元判明に繋がるよう預け入れに来た者との接触に最大限の努力を払うよう要請をしていただきたい。
- ・ 他の児童相談所に移管された子どもを含め、預けられた子どもの現在の状況の把握に十分努められたい。
- ・ 里親委託をさらに推進するとともに、子どもの養育を担っている里親についても、子どもの成長とともにさまざまな課題が出てくることから、そのような里親の支援を十分に行っていただきたい。
- ・ ゆりかごへの預け入れや虐待を行った親への支援の仕組みを確立していただきたい。
- ・ 育児困難な世帯への支援（金銭的援助のみではなく、相談窓口やその他のサポートを含む）について特に検討していただきたい。
- ・ 第4章で述べた諸課題やゆりかごをとりまく状況について、国や全国の行政・関係機関等に対して周知していただきたい。

### 3 国に対する要望

- ・ 支援を要する母子の把握や遺棄された子どもの身元判明に繋げるため、各医療機関で出生した子どもについて市町村へ出生届が完了しているかどうかを確認できるような全国的なシステムの導入について検討いただきたい。
- ・ 事前に公的相談窓口等への相談があれば、預け入れを回避できた事例も多くあることか

ら、妊娠・出産や子育てに関する相談窓口や支援制度についてさらなる周知・広報に努めていただきたい。

#### **4 全国の行政・関係機関に対する要望**

- ・ゆりかごへの預け入れ前に公的機関が関わっている事例が見られることから、機関相互の連携を図り、相談にあたって十分な受け入れ体制をもって臨んでいただきたい。
- ・相談窓口や支援の各種行政サービスについての情報を知らないが故に、ゆりかごへの預け入れに至った事例があると思われるので、周知・広報に努めていただきたい。
- ・ゆりかごへ預け入れた子どもの調査にあたっては、関係する児童相談所においても積極的に協力いただきたい。
- ・ケース移管後家庭引き取りとなったが、母親による無理心中により母子が死亡した事例があり、子どもの養育にあたり、ゆりかごに預けられた経緯を十分に踏まえ、保護者の精神的ケアも含め、子どもの最善の利益を考えて対応していただきたい。
- ・ゆりかごへの預け入れや虐待を行った親への支援の仕組みを確立していただきたい。
- ・育児困難な世帯への支援（金銭的援助のみではなく、相談窓口やその他のサポートを含む）について特に検討していただきたい。
- ・産科及び関係医療機関においては、妊娠中における障がいや治療を要する子どもの告知を注意深く行うとともに、出産後の養育に関してもその情報を行政機関へ連絡する等、連携強化に努めていただきたい。

#### **5 マスメディア関係者に対する要望**

- ・社会に対して安易なゆりかごへの預け入れに対する警鐘を広く鳴らすとともに、報道におけるゆりかごの呼称への配慮を求めたい。
- ・妊娠・出産・子育てに関する相談窓口や里親制度等について関心や理解を促すための協力をお願いしたい。

#### **6 地域社会の人々に対する要望**

- ・子育てについて課題を抱える人たちに対し、地域においても医療機関、行政機関と連携して家族の支えとなるように協力していただきたい。

## おわりに

当専門部会では、3か月ごとに行われる短期的検証において、預け入れがなされた事例一つ一つについて、設置許可時の留意事項が遵守されているかを重点に検証してきた。この短期的検証における事例の検証内容を基本として、さらに預け入れ後の状況等、より広い視点からの検討を行い、中期的観点からの様々な議論を経て報告書のとりまとめに至ったものである。

ゆりかごの設置から7年以上が経過し、病院や公的機関等において一定の改善が図られた課題もあれば、身元が不明な子どもの出自を知る権利等、依然として解決が図られていない課題やゆりかごの外に子どもが置かれた事例等、ゆりかご自体の安全性、違法性についても再考せざるを得ないような新たな課題も生じてきている。

当初預け入れられた子どもはすでに小学校に通う年齢に達している。身元が判明していないゆりかごに預け入れられた子どもにとっては、誰にでも起こる思春期の葛藤に加えて、自らの出自が分からないというさらに大きな精神的衝撃に直面することになる。また、里親や特別養子縁組が成立した子どもの養育者にとっても、将来にわたる大きな不安がある。そうした関係者の心中を察すると、慈恵病院や児童相談所等の関係者に対しては、改めて身元判明に向けた努力を求めるとともに、継続して子どもやその養育者へ支援の手を差し伸べていただくことを強く要望したい。

なお、今回の検証を行うにあたり、それぞれの児童相談所に移管された子どもの現況や支援の状況等の調査において、全国の児童相談所にご協力をいただいたことに心から感謝を申し上げるものである。

最後になるが、当専門部会では、この検証を通じてこれまで積み重ねてきた議論や課題の整理及び預け入れられた子どものその後の状況については、例えゆりかごがなくなったとしても、ゆりかごに預け入れられた子どもがいる限り今後も継続する必要があると考えていることを申し添えて、この報告書を結ぶこととする。

こうのとりのゆりかご専門部会委員名簿

| 氏 名       | 役 職                         | 分 野   |
|-----------|-----------------------------|-------|
| 部会長 山縣 文治 | 関西大学<br>人間健康学部教授            | 児童福祉  |
| 国宗 直子     | 弁護士                         | 法律    |
| 三淵 浩      | 熊本大学医学部附属病院<br>新生児学寄附講座特任教授 | 小児科   |
| 山崎 史郎     | 熊本学園大学<br>社会福祉学部教授          | 心理学   |
| 上村 宏淵     | 熊本県養護協議会会長<br>(福)龍山学苑理事長    | 福祉施設  |
| 服部 陵子     | はっとり心療クリニック院長               | 児童精神科 |

こうのとりのゆりかご専門部会審議経過

| 開催年月日             | 事 項        | 内 容                                                      |
|-------------------|------------|----------------------------------------------------------|
| 平成 24 年 1 月 23 日  | 第 23 回専門部会 | ・ 預け入れ状況の検証（対象期間：平成 23 年 10 月～12 月）<br>・ 預け入れ施設の変更について議論 |
| 平成 24 年 3 月 27 日  | 第 24 回専門部会 | ・ 報告書（第 2 期）案の確認                                         |
| 平成 24 年 4 月 25 日  | 第 25 回専門部会 | ・ 預け入れ状況の検証（対象期間：平成 24 年 1 月～3 月）<br>・ 論点項目に関する議論        |
| 平成 24 年 7 月 30 日  | 第 26 回専門部会 | ・ 預け入れ状況の検証（対象期間：平成 24 年 4 月～6 月）<br>・ 論点項目に関する議論        |
| 平成 24 年 10 月 29 日 | 第 27 回専門部会 | ・ 預け入れ状況の検証（対象期間：平成 24 年 7 月～9 月）                        |
| 平成 24 年 11 月 30 日 | 第 28 回専門部会 | ・ 論点項目に関する議論                                             |

| 開催年月日             | 事 項        | 内 容                                                                                                        |
|-------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 25 年 1 月 28 日  | 第 29 回専門部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預け入れ状況の検証（対象期間：平成 24 年 10 月～12 月）</li> <li>・ 意見交換（学識者）</li> </ul> |
| 平成 25 年 3 月 28 日  | 第 30 回専門部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論点項目に関する議論</li> </ul>                                             |
| 平成 25 年 4 月 30 日  | 第 31 回専門部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預け入れ状況の検証（対象期間：平成 25 年 1 月～3 月）</li> </ul>                        |
| 平成 25 年 7 月 29 日  | 第 32 回専門部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預け入れ状況の検証（対象期間：平成 25 年 4 月～6 月）</li> <li>・ 論点項目に関する議論</li> </ul>  |
| 平成 25 年 10 月 29 日 | 第 33 回専門部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預け入れ状況の検証（対象期間：平成 25 年 7 月～9 月）</li> <li>・ 報告書案への意見</li> </ul>    |
| 平成 25 年 11 月 25 日 | 第 34 回専門部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論点項目に関する議論</li> </ul>                                             |
| 平成 26 年 1 月 31 日  | 第 35 回専門部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預け入れ状況の検証（対象期間：平成 25 年 10 月～12 月）</li> </ul>                      |
| 平成 26 年 3 月 27 日  | 第 36 回専門部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論点項目に関する議論</li> <li>・ 意見交換（学識者、里親）</li> </ul>                     |
| 平成 26 年 4 月 22 日  | 第 37 回専門部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預け入れ状況の検証（対象期間：平成 26 年 1 月～3 月）</li> </ul>                        |
| 平成 26 年 6 月 24 日  | 第 38 回専門部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書案への意見</li> </ul>                                               |
| 平成 26 年 7 月 22 日  | 第 39 回専門部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預け入れ状況の検証（対象期間：平成 26 年 4 月～6 月）</li> <li>・ 報告書案への意見</li> </ul>    |
| 平成 26 年 8 月 29 日  | 第 40 回専門部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書案の確認</li> </ul>                                                |